

# 第2次 もがみすこやか 子どもプラン

子育て大国を目指して

令和2年3月

山形県 最上町

## はじめに



最上町では、第4次総合計画の基本方針の第一に「人にやさしいまちづくり」を掲げています。近年、最上町においては人口減少の波が予想を上回る速さで進行し、それが地域コミュニティの活力を低下させ、人と人との繋がりの希薄化・孤立化を生んでいるのではないかと危ぶまれています。そのような中で行政の役割は、町民に「最上町に住んでよかった」と思えるような施策を講ずることであり、どこよりも暮らしやすい町づくりに努めることでもあります。そのためには、高齢者や子どもなど社会的に弱い立場の人々が安心して生活できる社会、子どもを持つ親が安心して子育てできる人にやさしい社会を構築することが大事であると考え、上記の方針を定めたところであります。

子育て世代の育成支援対策については、平成15年に制定された「次世代育成支援対策法」に基づき、町としても平成17年度に「最上町次世代育成支援対策行動計画」を策定し、平成26年度までの10年間着実に歩を進めてまいりました。

一方、国では、平成24年に「子ども・子育て支援法」など、子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年から質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を目指す「子ども・子育て支援新制度」を施行いたしました。

これらの動きを受け、当町といたしましても平成25、26年に各界各層からなる「最上町子ども子育て会議」を組織し、色々な観点から考察を重ね、平成27年度に「もがみすこやか子どもプラン」を策定いたしました。また、同年には他に先駆けて保育料の無償化を実現するなど、具体的施策においてもプランに盛り込まれた内容の具現化に努めてまいりました。その結果、出生率においては若干の減少を見ておりますが、そのカーブはやや緩やかになっているのではないかと自負するところです。

今回、第1次の「もがみすこやか子どもプラン」が終了するにあたり、プランの評価を実施し、その成果と課題を分析し、新たな次のプランである第2次の「もがみすこやか子どもプラン」を策定するに至りました。今後は本プランに基づき、町民や関係機関と連携し、安心して子どもを生み育てることのできる「子育て大国最上町」の実現に努めてまいります。

終わりに、このプランの策定にあたり、貴重なご意見・ご助言をいただきました「最上町子ども子育て会議」の委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました保護者・町民の皆様にお礼申し上げます。

令和2年 3月

最上町長 高橋 重美

# も く じ

第1章 本プランの概要.....	6
1 プラン策定の趣旨.....	6
2 プランの位置づけと対象.....	7
3 計画期間.....	7
4 計画の策定体制.....	8
(1) 子ども・子育て会議の設置.....	8
(2) ニーズ調査の実施.....	8
第2章 最上町の子どもと家庭を取り巻く現状と課題.....	9
1 人口の状況.....	9
(1) 人口推移.....	9
(2) 人口構成比.....	9
(3) 人口ピラミッド.....	10
(4) 自然動態.....	11
(5) 社会動態.....	11
2 世帯の状況.....	12
(1) 類型別世帯数の推移.....	12
(2) 子どものいる世帯数の推移.....	12
3 婚姻、出生等の状況.....	13
(1) 婚姻・離婚の状況.....	13
(2) 出生率.....	13
4 就業状況.....	15
(1) 就業者数・就業率の推移.....	15
(2) 産業分類別就業状況.....	15
(3) 年齢別就業状況.....	16
5 認定こども園・保育所等の状況.....	17
(1) 認定こども園.....	17
(2) 認可保育所.....	17
6 小学校・中学校の状況.....	18
(1) 小学校の状況.....	18
(2) 中学校の状況.....	18
7 アンケート調査結果にみる子育ての課題.....	19
(1) 子育ての実感.....	19
(2) 子育てに必要な情報や支援.....	21
(3) 子育て環境について.....	23
8 次世代育成支援対策行動計画（後期計画）の評価.....	26
(1) 基本方針ごとの事業の成果.....	26
(2) 特定保育サービスの進捗状況.....	29
9 現状からみえてくる子育て支援の課題.....	30
第3章 本プランの基本的考え方.....	31
1 基本理念.....	31
2 基本目標.....	32

3	計画の体系.....	34
4	児童数の将来推計.....	35
<b>第4章 基本目標に係る施策の展開（最上町の子育て育成支援）.....</b>		<b>37</b>
1	地域における子育て支援の充実.....	37
	（1）育児に関する相談と情報提供の充実.....	37
	（2）幼児期の教育・保育環境の整備.....	38
	（3）子ども同士がふれあう遊び場と児童の放課後の居場所等の確保.....	39
	（4）家庭や地域の子育て(ち)力の向上.....	41
	（5）経済的な支援.....	42
2	母親並びに乳幼児などの健康の確保と増進.....	43
	（1）妊娠・出産から乳幼児期の保健対策と小児医療の充実.....	43
	（2）学童期・思春期等における保健対策.....	45
	（3）食育の推進.....	46
3	子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備.....	47
	（1）次世代を担う若者の自立支援.....	47
	（2）幼保一元化教育の推進.....	48
	（3）子どもがのびのびと元気に育つ教育環境の充実.....	49
4	子育てにやさしい生活環境の整備と地域社会の形成.....	51
	（1）子育てを支援する生活環境の整備.....	51
	（2）職業生活と家庭生活との両立の推進.....	52
	（3）子どもの安全を確保する取り組みの推進.....	53
	（4）子どもの貧困問題に対する支援の充実.....	54
5	要保護児童への対応等に関する取り組みの推進.....	55
	（1）特別支援児のいる家庭への支援の充実.....	55
	（2）児童虐待の予防と早期発見・対応の充実.....	56
	（3）ひとり親家庭の支援の充実.....	56
<b>第5章 子ども・子育て支援事業計画.....</b>		<b>57</b>
1	子ども・子育て支援制度に基づく目標設定.....	57
2	最上町の教育・保育提供区域.....	57
3	教育・保育事業の量の見込みと確保の方策.....	58
	（1）現在の利用状況.....	58
	（2）1号認定・2号認定【3-5歳】.....	59
	（3）3号認定【0-2歳】.....	60
	（4）教育・保育の一体的な提供.....	61
4	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策.....	62
	（1）地域子育て支援拠点事業.....	62
	（2）妊婦健康診査.....	63
	（3）乳児家庭全戸訪問事業.....	64
	（4）養育支援訪問事業.....	65
	（5）子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）... ..	66
	（6）子育て短期支援事業.....	66
	（7）子育て援助活動支援事業（就学児対象）.....	67
	（8）一時預かり事業.....	67
	（9）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）.....	69
	（10）延長保育事業.....	70

(11) 病児を保育する事業（病児保育事業・子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）） .....	71
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業.....	71
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業.....	72
<b>第6章 計画の推進</b> .....	<b>73</b>
1 計画の推進.....	73
2 推進にむけた役割.....	73
3 計画の進行管理.....	74
○ <b>計画の成果指標と目標値</b> ○.....	75
<b>資料編</b> .....	<b>76</b>
1 最上町子ども子育て会議委員名簿 .....	77
2 第2次最上町すこやかプラン策定に向けて.....	79

# 第1章 本プランの概要

## 1 プラン策定の趣旨

### ▶子育てをめぐる現状と国の対応

子どもは社会の希望であり、未来をつくるかけがえのない存在です。子どもの健やかな育ちと良好なる子育て環境の整備は、子どもや保護者の幸せに直接的につながるものであり、次代の担い手を育成するための“未来に向けた投資”とも言うべき、社会全体で取り組むべき重要課題であります。

現実を目を向けると、経済状況や企業経営を取り巻く環境が厳しい中、非正規雇用の増加、出産に伴う女性の退職、都市部を中心とした保育所入所の待機児童問題などにより、結婚や出産をあきらめる人や、子育てへの負担や不安、孤立感を抱えている人も少なくありません。家庭を築き、子どもを産み育てたい人々の希望が叶えられるとともに、子どもが健やかに成長できる社会を実現していかなければなりません。

このような状況を打開するための国の対策として、子どもと保護者に対して必要な支援を行い、子ども一人ひとりが健やかに成長することができる社会を実現することを目的に、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

#### ●子ども・子育て支援新制度の目指すところ

1 幼稚園と保育所のいいところをひとつにした「認定こども園」の普及を図ります。

2 保育の場を増やし、待機児童を減らして、子育てしやすい、働きやすい社会にします。

3 幼児期の学校教育や保育、地域の様々な子育て支援の量の拡充や質の向上を進めます。

4 子どもが減ってきている地域の子育てもしっかり支援します。

この制度のもと、子ども・子育て支援制度の実施主体である市町村は、それぞれの家庭や子どもの状況に応じた教育・保育サービスの提供や「地域子ども・子育て支援事業」等を実施し、妊娠・出産期から子どもの健やかな育ちを等しく保障するための切れ目ない支援を行うこととしております。

### ▶「もがみすこやか子どもプラン」の策定

本町においても、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施するため、事業の需要見込みに基づく提供体制の確保、実施時期等を定める市町村子ども・子育て支援事業計画として「もがみすこやか子どもプラン」を作成することとなりました。

本プランに基づき、町が教育・保育や子育て支援に関する事業の質・量をともに充実させるとともに、家庭、学校、地域、職域などの社会のあらゆる場において、すべての人が子ども・子育て支援についての理解や協力意識を高め、それぞれが協働しながら各々の役割を果たしていくまちづくりを推進します。

## 2 プランの位置づけと対象

本プランは、子ども・子育て支援法第61条第1項※に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけられ、「やまがた子育て応援プラン」並びに「山形県子ども・若者ビジョン」の策法にも活用されます。

### ※ 子ども・子育て支援法第61条

市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

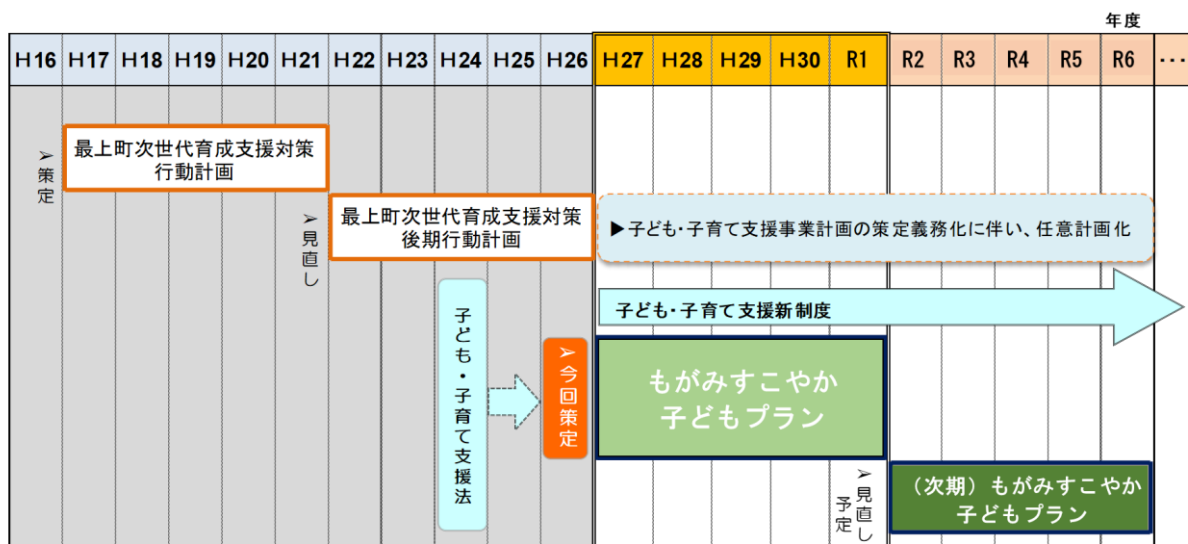
また本プランは、任意の策定となった次世代育成支援対策推進法8条に基づく「次世代育成支援対策行動計画」をはじめ、「母子保健計画」「放課後子ども総合プラン」の内容も含めた計画であるとともに、まちづくりの最上位計画である「第4次最上町総合計画」をはじめ、「障がい者計画」「地域福祉計画」「教育振興基本計画」「第2次ウエルネスタウン最上21」（健康増進計画）等の関連する他の計画との整合性を図って策定するものです。

- 子どもの範囲 ▶本プランにおける子どもとは、概ね18歳未満の者をいいます。
- 計画の対象となる者 ▶子ども自身はもとより、その家族、地域社会、企業、行政、各種団体等すべての主体（個人及び団体）をプランの対象とします。
- 計画の対象とする分野 ▶プランの対象とする分野は、福祉、保健、医療、教育、労働、住宅、都市計画、生活環境など子育てにかかわる社会のあらゆる分野とします。

## 3 計画期間

本プランの計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間です。

今後の社会情勢や子どもと子育て家庭を取り巻く環境の変化に対応するため、必要に応じて内容の見直しを行うとともに、計画期間最終年度となる令和6年度で計画内容の見直しを行い、次期計画を策定する予定です。



## 4 計画の策定体制

### (1) 子ども・子育て会議の設置

本プランの策定にあたり、新制度に基づく子ども・子育て支援施策が地域の子どもや子育て家庭の実情を踏まえて展開されるよう、関係者の参画を得て「子ども・子育て会議」を設置することが、市町村に求められています。

こうしたなか本町は、教育委員会幼児教育課が事務局を務める「最上町子ども・子育て会議」を設置し、計画内容の検討・審議をとおして、会議における意見の計画への反映を図りました。

### (2) ニーズ調査の実施

保護者の就労状況や子育ての現状、教育・保育や子育て支援に関するニーズを把握し、各事業のニーズ量の算出をはじめ、得られた調査結果を計画に反映させることを目的に、アンケート調査を実施しました。

#### ●調査の実施概要

区分	対象者	調査方法	実施時期
① 就学前児童調査	平成31年4月1日現在で、本町内に在住する0歳から6歳までのすべての児童の保護者	・在園児は、保育所・こども園を通じて配布・回収 ・在園児以外は、郵送による配布・回収	令和元年 7月
② 小学生調査	平成31年4月1日現在、本町内に在住する小学校1年生から6年生までのすべての児童の保護者	・各小学校を通じて配布・回収	

#### ●配布・回収の状況

区分	配布数		回収数	無効回答数 ※	有効回答数 【有効回答率】
① 就学前児童調査	就園児：179件	223件	182件	0件	182件 【81.6%】
	未就園児：44件				
② 小学生調査	小学校：154件	184件	137件	0件	137件 【74.5%】
	その他学校：30件				

※無効回答は、白紙またはそれに準ずる調査票。



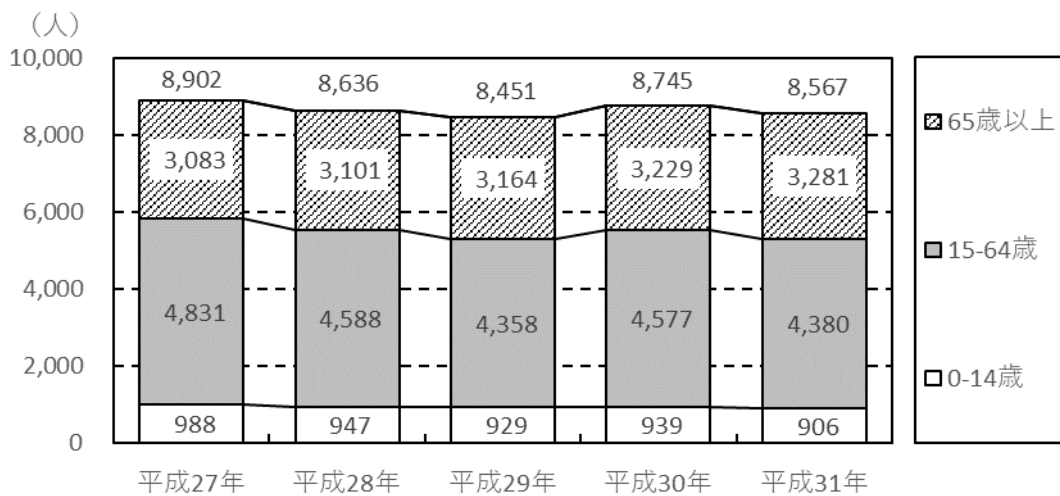
## 第2章 最上町の子どもと家庭を取り巻く現状と課題

### 1 人口の状況

#### (1) 人口推移

本町の人口推移は減少傾向にあり、平成31年3月31日現在の人口は、8,567 人となっています。また、0～14 歳の年少人口についても同様に減少傾向にあります。

##### ●人口推移

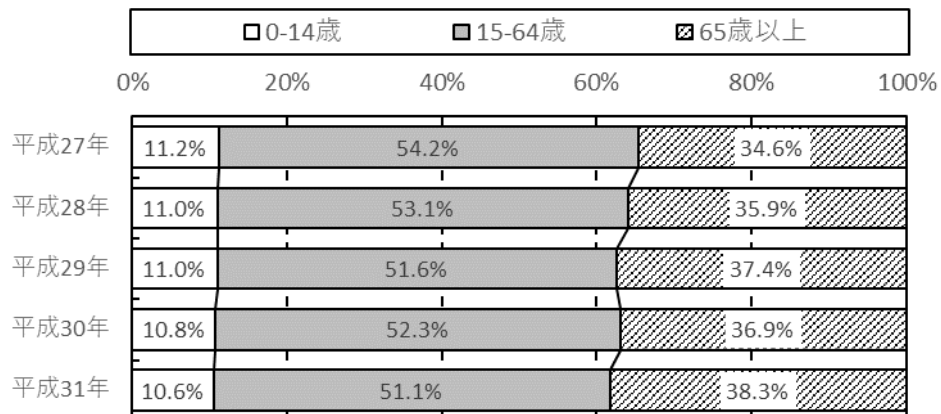


資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）  
山形県統計年鑑

#### (2) 人口構成比

年齢3区分人口構成比の推移をみると、年少人口（0～14 歳）と生産年齢人口（15～64 歳）がともに減少傾向、高齢者人口（65 歳以上）の割合が増加傾向にあり、確実に少子高齢化の進行が進んでおります。

##### ●年齢3区分人口構成比



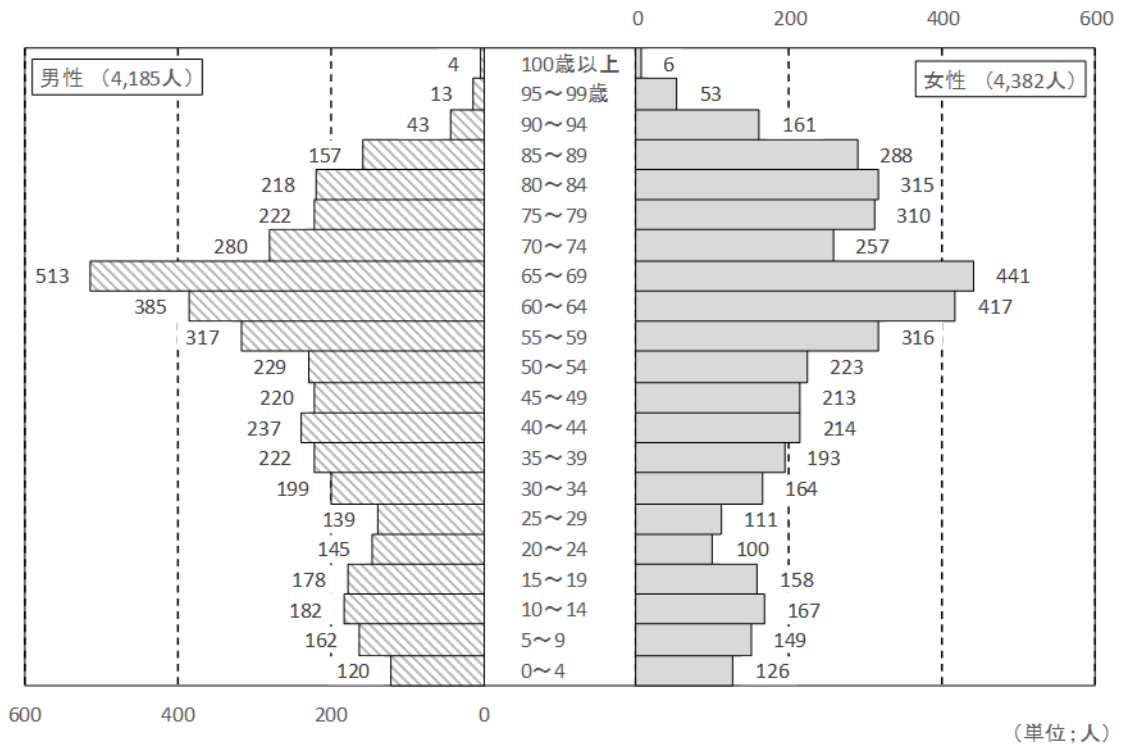
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

### (3) 人口ピラミッド

平成31年4月1日現在での人口ピラミッドをみると、年少人口が少なく将来的に人口減少が予測される「壺型」(「ひょうたん型」)となっています。

20歳未満の各年齢層をみると、男女いずれも年齢が低くなるにつれて、ピラミッドの幅が徐々に狭まっていきます。

●人口ピラミッド

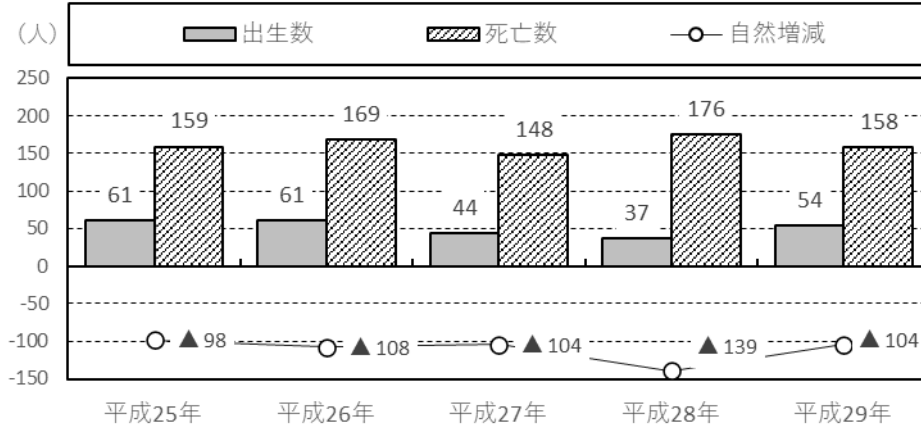


資料：住民基本台帳（平成31年4月1日現在）

#### (4) 自然動態

出生数と死亡数の推移では、いずれの年も死亡数が出生数を上回っており、平成29年の自然増減はマイナス104人となっています。

●自然動態

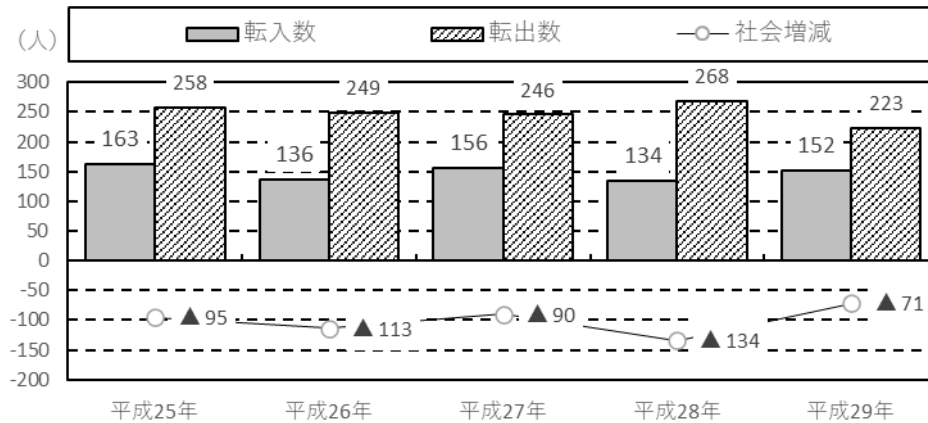


資料：山形県統計年鑑

#### (5) 社会動態

転入数と転出数の推移は、いずれの年も転出数が転入数を上回っており、平成29年では社会増減がマイナス71人となっています。

●社会動態



資料：山形県統計年鑑

## 2 世帯の状況

### (1) 類型別世帯数の推移

本町の世帯数は、ゆるやかな減少傾向で推移しており、平成27年の一般世帯数は2,653世帯となっています。類型別にみると、核家族世帯数は増加傾向にあり、親族世帯に占める割合についても増加しています。

また、母子世帯数及び父子世帯数については、平成17年から27年にかけていずれも増加しており、親族世帯に占める割合も増加しています。

#### ●世帯数

	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯数	2,813世帯	2,753世帯	2,653世帯
親族世帯数	2,473世帯	2,351世帯	2,231世帯
核家族世帯数	1,048世帯	1,073世帯	1,149世帯
親族世帯に占める割合	42.4%	45.6%	51.5%
その他の親族世帯数	1,425世帯	1,278世帯	1,082世帯
親族世帯に占める割合	57.6%	54.4%	48.5%
非親族世帯数	2世帯	5世帯	9世帯
単独世帯数	338世帯	397世帯	413世帯
(再掲)母子世帯数	21世帯	19世帯	26世帯
親族世帯に占める割合	0.8%	0.8%	1.2%
(再掲)父子世帯数	0世帯	5世帯	4世帯
親族世帯に占める割合	—	0.2%	0.2%

資料：国勢調査

### (2) 子どものいる世帯数の推移

6歳未満世帯員のいる世帯数、18歳未満世帯員のいる世帯数については、いずれも減少しています。これに伴い、6歳未満世帯員人員、18歳未満世帯員人員のいずれも減少しています。

#### ●18歳未満世帯員のいる世帯数

	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯数	2,813世帯	2,753世帯	2,653世帯
一般世帯人員	10,510人	9,590人	8,902人
(再掲)6歳未満世帯員 <sup>※</sup> のいる一般世帯			
世帯数	380世帯	287世帯	246世帯
世帯人員	2,184人	1,683人	1,431人
6歳未満世帯員	494人	405人	341人
(再掲)18歳未満世帯員 <sup>※</sup> のいる一般世帯			
世帯数	1,026世帯	819世帯	681世帯
世帯人員	5,656人	4,461人	3,590人
18歳未満世帯員	1,825人	1,454人	1,211人

※平成17年は「親族」

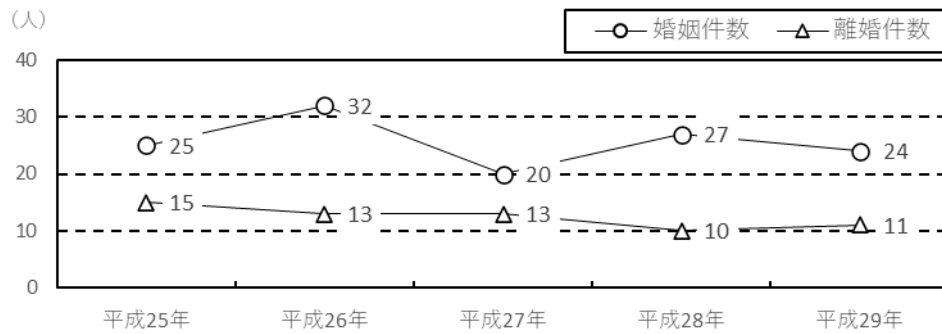
資料：国勢調査

### 3 婚姻、出生等の状況

#### (1) 婚姻・離婚の状況

婚姻件数は近年ほぼ横ばいで推移しており、平成29年では24件となっています。一方、離婚件数は減少傾向にあり、平成29年では11件となっています。

●婚姻・離婚件数の推移



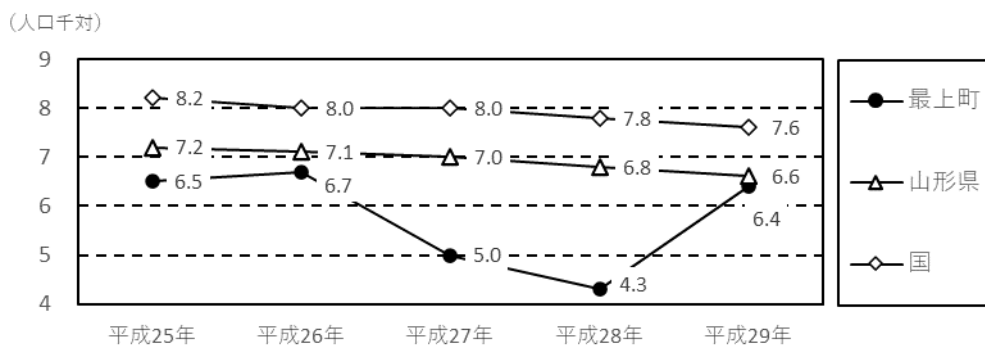
資料：山形県統計年鑑

#### (2) 出生率

##### ① 出生率の推移

出生率の推移では、過去5か年のいずれも国及び県の水準を下回っており、平成29年については国及び県の水準を下回る6.4となっています。

●出生率の推移



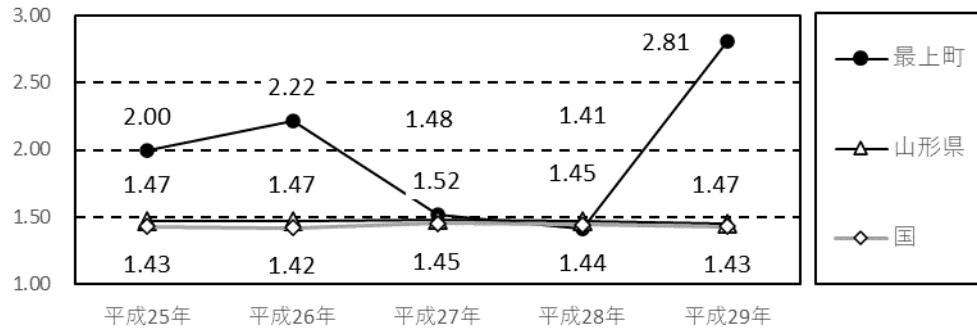
資料：山形県統計年鑑

出生率とは、当該年における「出生数/総人口」に1,000をかけたものである。(人口千対)

## ② 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移では、過去5か年のうち、平成 25～27 年の3か年において県と国の水準を上回っており、平成 29年については国及び県の水準を大きく上回る 2.81 となっています。

### ●合計特殊出生率の推移



資料：山形県統計年鑑

合計特殊出生率（期間合計特殊出生率）とは、その年次の15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。

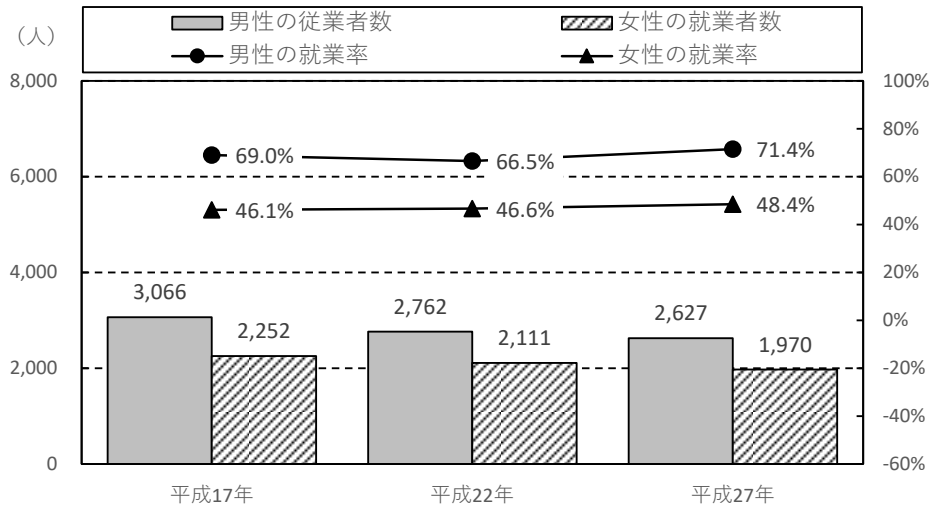
## 4 就業状況

### (1) 就業者数・就業率の推移

就業者数の推移は、男性と女性のいずれも減少傾向にあります。

就業率については、男性は一時期に減少したものの、平成27年の調査では再び増加しています。女性はゆるやかに増加しております。

#### ●男女別就業状況



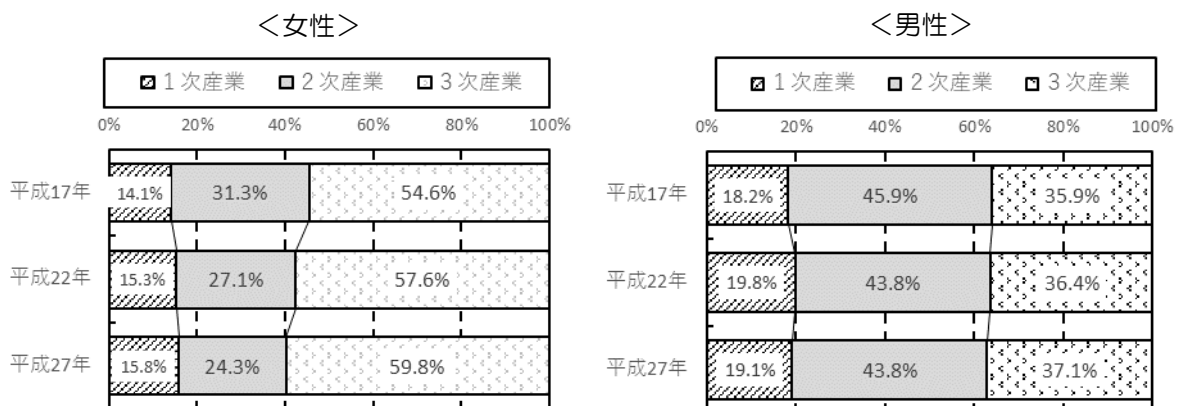
資料：国勢調査

### (2) 産業分類別就業状況

産業分類別に就業者数の構成比をみると、女性は第1次及び第3次産業就業者の割合が増加傾向にある一方で、第2次産業就業者の割合が減少傾向にあります。第3次産業就業者割合が最も多く、平成27年では6割近くを占めています。

男性についても同様の傾向にありますが、女性と違って第2次産業就業者の割合が最も多く、平成27年でも4割以上を占めています。

#### ●産業分類別の就業者数の構成（男女）

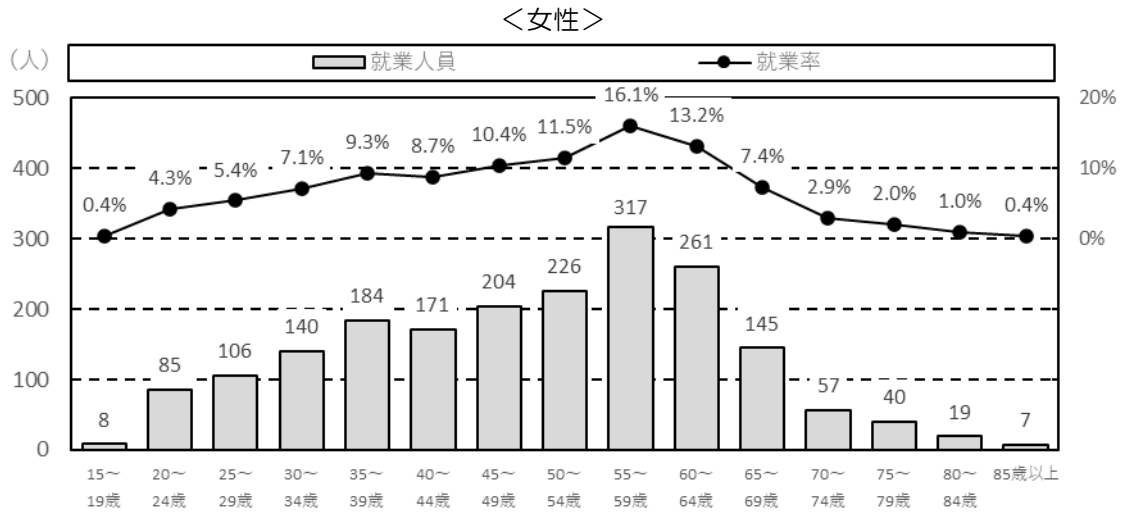


資料：国勢調査

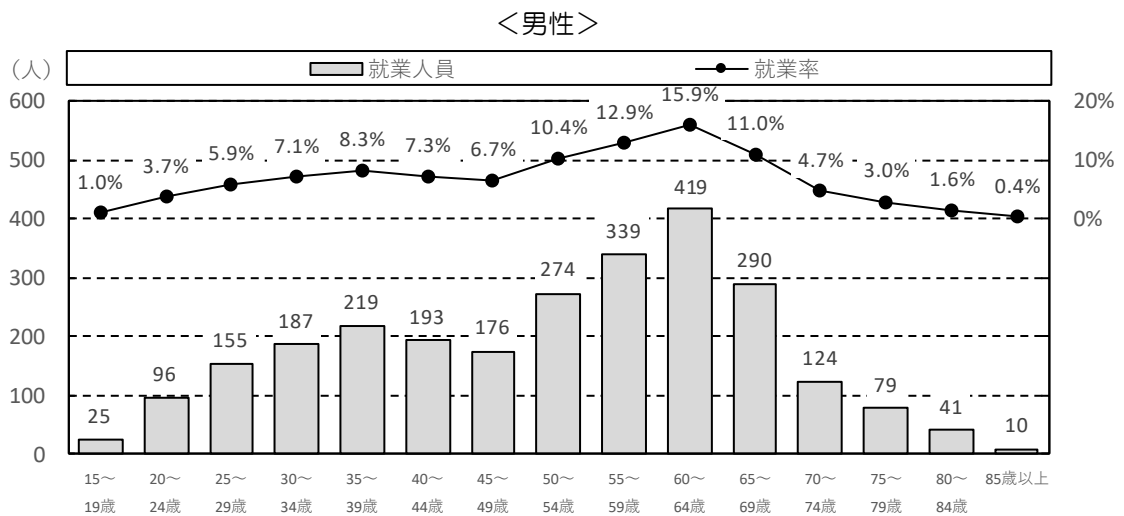
### (3) 年齢別就業状況

平成27年の女性の就業率をみると、「40～44歳」でやや数値は落ち込むものの、40代までは増加傾向にあります。一方、男性は40代で就業率の減少がみられます。

● 年齢別就業人員（男女）



【総数；1,970人】



【総数；2,627人】

資料：H27年国勢調査



## 5 認定こども園・保育所等の状況

### (1) 認定こども園

町内の認定こども園は「あたごこども園」のみであり、在園児童数は100人以上で推移しており、増加傾向にあります。令和元年10月1日現在の在園児数は140人であり、町外幼稚園の在籍児童数は1人となっています。

#### ●あたごこども園の利用状況

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
定員	120人	120人	130人	130人	150人
在園児童数	107人	118人	122人	123人	140人
0歳	2人	6人	7人	8人	11人
1歳	9人	11人	9人	12人	11人
2歳	7人	14人	12人	12人	22人
3歳	32人	32人	30人	28人	30人
4歳	24人	32人	32人	31人	32人
5歳	33人	23人	32人	32人	34人

各年度10月1日現在

### (2) 認可保育所

認可保育所については、令和元年度は大堀保育所、富沢保育所の計2つの認可保育所がありますが、令和2年には大堀保育所の1か所のみとなり、在園児童数の減少傾向がみられます。平成31年4月1日現在では82人が在所しており、すべて本町在住の児童となっています。また、本町においては、平成31年4月1日現在、待機児童はおりません。

なお、平成31年4月1日現在の町外保育所の在籍児童数は、3人となっています。

#### ●町内の認可保育所の利用状況

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
施設数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
定員	180人	180人	180人	180人	180人
在所児童数	108人	93人	101人	99人	82人
0歳	0人	0人	0人	0人	0人
1歳	4人	3人	4人	13人	9人
2歳	5人	15人	23人	8人	8人
3歳	33人	20人	22人	32人	11人
4歳	25人	31人	22人	24人	32人
5歳	41人	24人	30人	22人	22人

各年度4月1日現在

## 6 小学校・中学校の状況

### (1) 小学校の状況

町内の小学校は、令和元年度では4校・25の学級数となっていますが、翌2年度からは2校に統合されます。在校児童数は減少傾向が続いており、令和元年5月1日現在は369人となっています。

#### ●小学校の状況

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
学 校 数	6校	6校	6校	5校	4校
本 校	6校	6校	6校	5校	4校
分 校	0校	0校	0校	0校	0校
学 級 数	35学級	34学級	32学級	28学級	25学級
児 童 数	433人	421人	389人	378人	369人
男	231人	225人	208人	204人	200人
女	202人	196人	181人	174人	169人
第1学年	51人	71人	49人	68人	63人
第2学年	70人	51人	71人	50人	68人
第3学年	76人	68人	52人	70人	50人
第4学年	74人	75人	67人	52人	70人
第5学年	85人	74人	74人	67人	51人
第6学年	77人	82人	76人	71人	67人

各年度5月1日現在  
資料：学校基本調査結果

### (2) 中学校の状況

町内の中学校は「最上中学校」1校であり、学級数は11学級となっています。

在校生徒数はほぼ横ばい状態の状況が続いており、令和元年5月1日現在では232人となっています。

#### ●中学校の状況

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
学 校 数	1校	1校	1校	1校	1校
本 校	1校	1校	1校	1校	1校
分 校	0校	0校	0校	0校	0校
学 級 数	10学級	10学級	11学級	12学級	11学級
生 徒 数	230人	215人	237人	235人	232人
男	104人	108人	124人	124人	114人
女	126人	107人	113人	111人	118人
第1学年	80人	78人	81人	76人	73人
第2学年	60人	77人	79人	81人	77人
第3学年	90人	60人	77人	78人	82人

各年度5月1日現在  
資料：学校基本調査結果

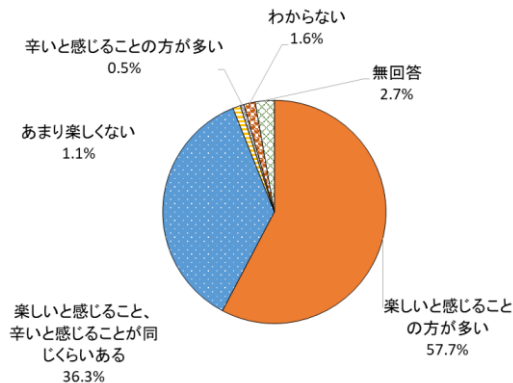
## 7 アンケート調査結果にみる子育ての課題

### (1) 子育ての実感

#### ① 子育ての楽しさ

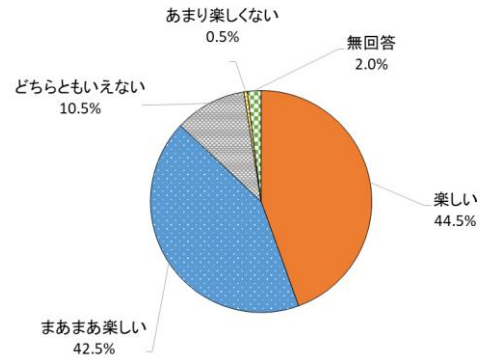
Q 子育ては楽しいですか。(1つ)

【就学前児童保護者】



(回答該当者数:182人)

【小学校児童保護者】



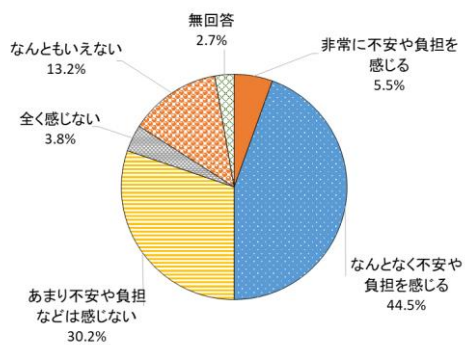
(回答該当者数:200人)

子育てを「楽しい」と回答した割合は、就学前児童保護者が57.7%、小学校児童保護者の44.5%より13ポイントほど高くなっています。また「楽しい」「楽しいと感じる」と回答した方は、就学前児童保護者・小学校児童保護者のいずれも9割近くになっています。

#### ② 子育てに関する不安感や負担感

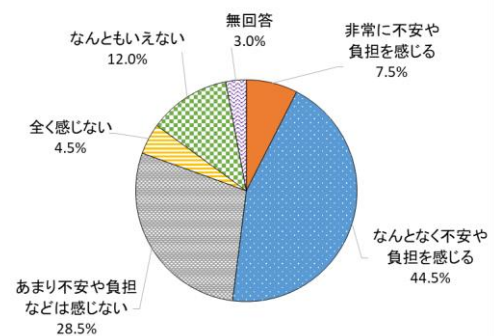
Q 子育てに関して不安感や負担感などを感じていますか。(1つ)

【就学前児童保護者】



(回答該当者数:182人)

【小学校児童保護者】



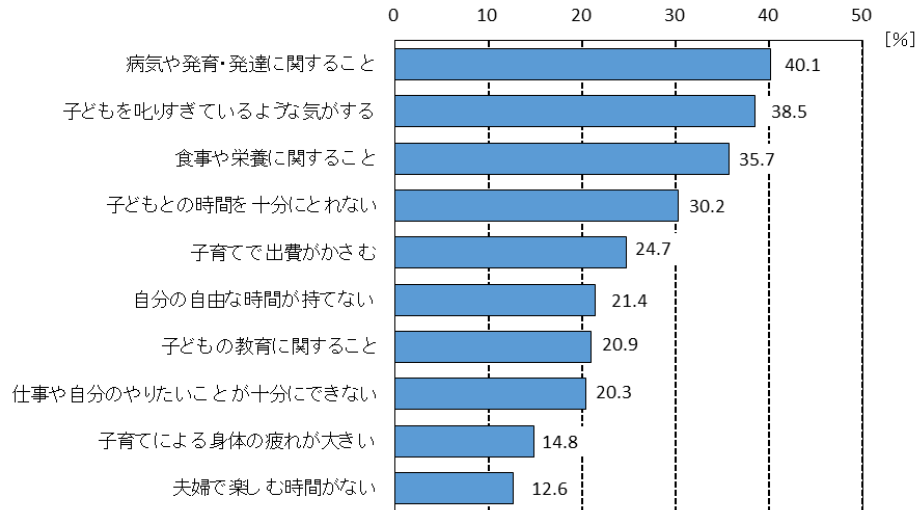
(回答該当者数:200人)

子育てへの不安感や負担感については、「非常に不安や負担を感じる」「なんとなく不安や負担を感じる」を合わせると就学前児童保護者が50%、小学校児童保護者が52%であり、ほぼ半数程度となっています。

③子育てに関して悩んでいること（上位回答）

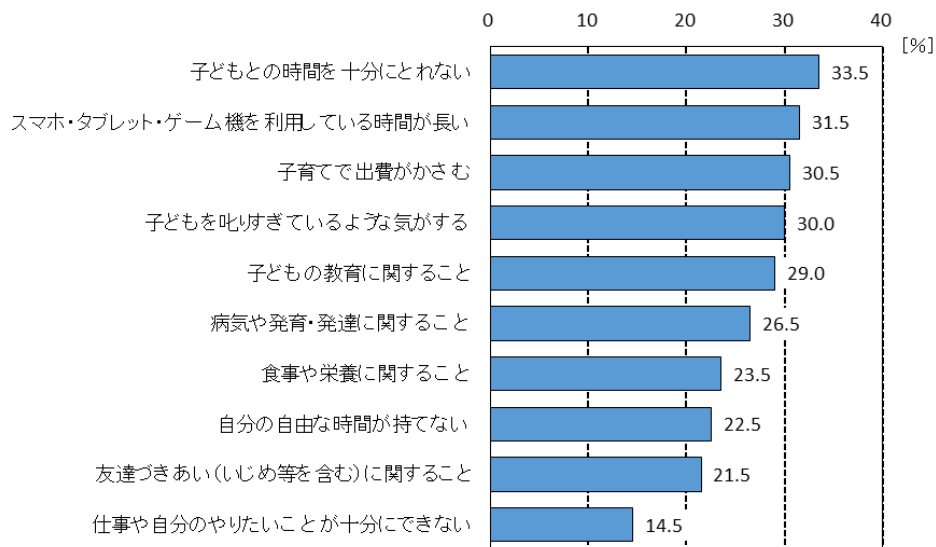
Q お子さんに関して、日常悩んでいること、または気になることはどのようなことですか。（あてはまるものすべて）

【就学前児童保護者】



（回答該当者数；182人）

【小学校児童保護者】



（回答該当者数；200人）

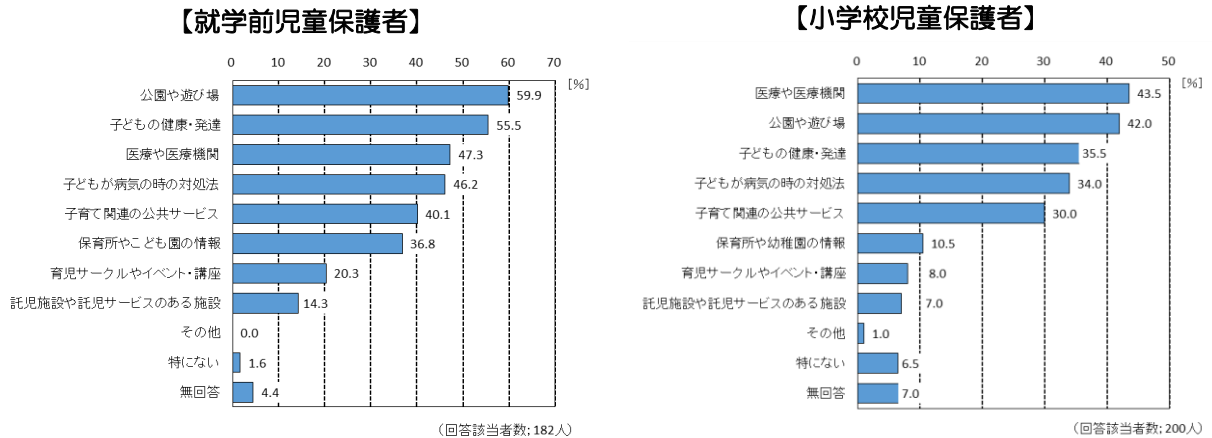
子育てに関する悩みや気になることでは、就学前児童保護者では「病気や発育・発達に関すること」が最も多く、次いで「子どもを叱りすぎているような気がする」「食事や栄養に関すること」「子どもとの時間を十分にとれない」の順となり、いずれも3割以上を占めています。

小学校児童保護者では、「子どもとの時間を十分にとれない」が最も多く、次いで「スマホ・タブレット・ゲーム機を利用している時間が長い」「子育てで出費がかさむ」「子どもを叱りすぎているような気がする」と続き、これらも3割以上を占めています。

## (2) 子育てに必要な情報や支援

### ①子育てに関して必要な情報

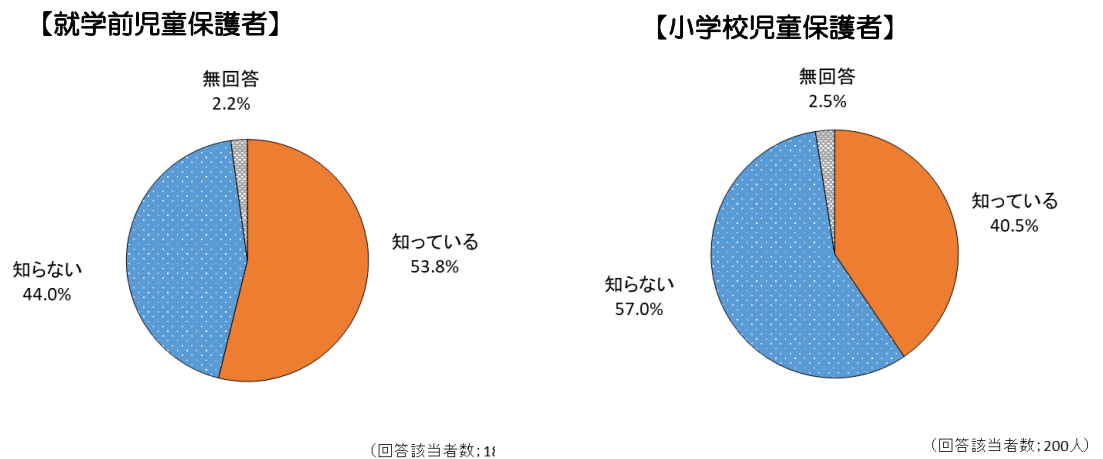
Q 子育てに関して、どのような情報が必要ですか。(あてはまるものすべて)



子育てに関する必要とされる情報では、就学前児童保護者からは「公園や遊び場」「子どもの健康・発達」、小学校児童保護者からは、「医療や医療機関」「公園や遊び場」等に多くの回答が寄せられました。

### ②育児休業の認知度

Q 子どもが原則1歳になるまで育児休業給付が支給される仕組みがありますが、そのことはご存じですか。(1つに○)

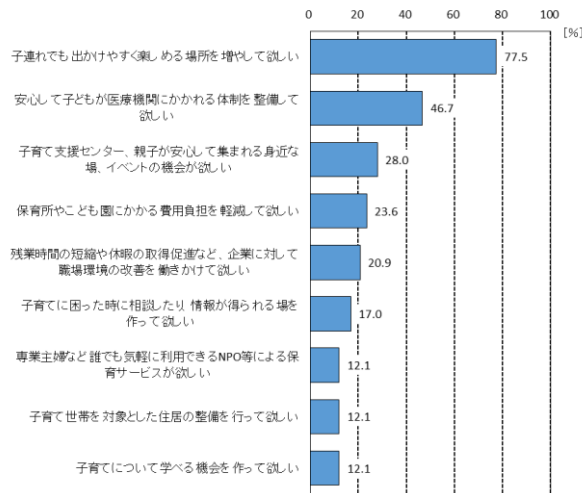


育児休業給付の認知度については、就学前児童保護者が 53.8%、小学校児童保護者が 40.5%であり、就学前児童保護者のほうが 13.3 ポイント高くなっています。

③町に期待する子育て支援策（上位回答）

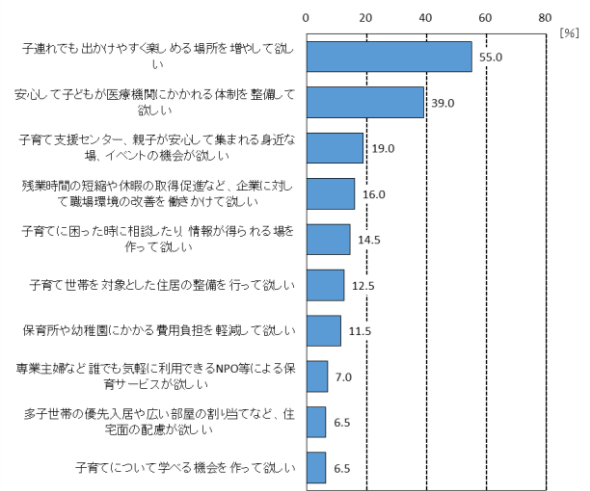
Q 町に対して、どのような子育て支援の充実を図って欲しいと期待していますか。  
（あてはまるものすべて）

【就学前児童保護者】



（回答該当者数：182人）

【小学校児童保護者】



（回答該当者数：200人）

町に期待したい子育て支援の充実では、就学前児童保護者に「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」が7割以上となりました。次いで「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備して欲しい」が、半数近くを占めております。

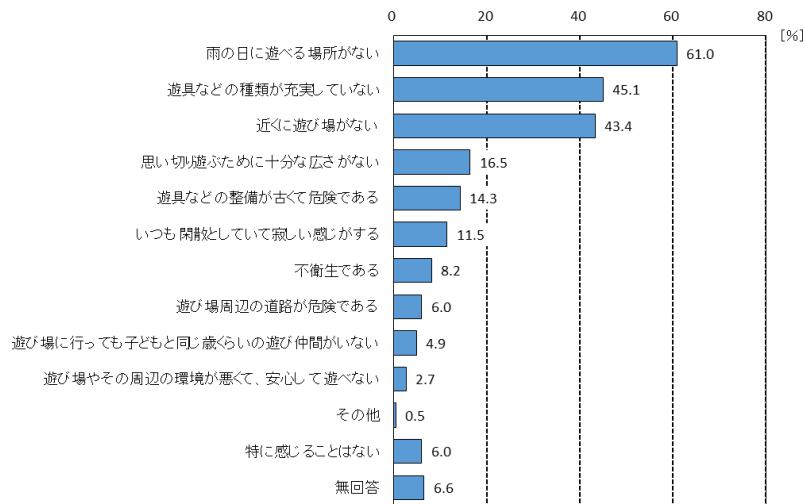
小学校児童保護者においても、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」が最も多く、次いで「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備して欲しい」が2番目に多く挙げられました。

### (3) 子育て環境について

#### ① 近所の子どもの遊び場について不満なこと

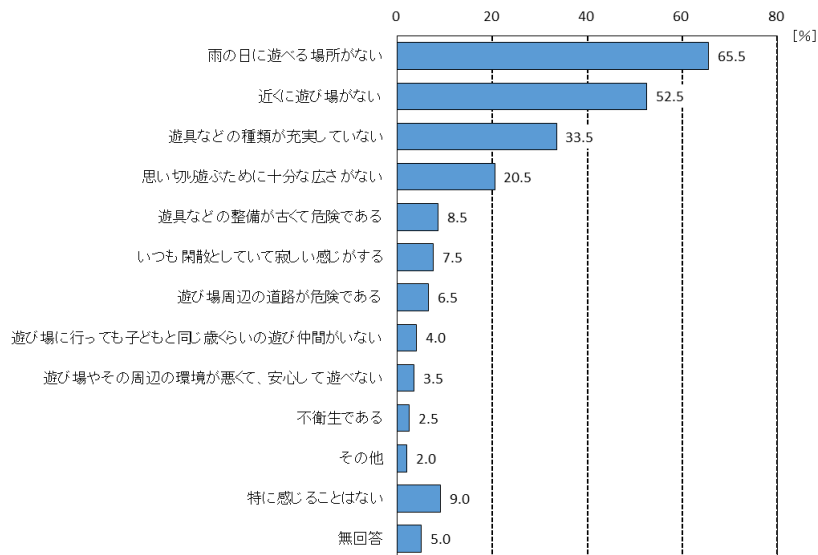
Q 近所の子どもの遊び場について、日頃感じている不満はありますか。(主なもの3つまで)

##### 【就学前児童保護者】



(回答該当者数: 182人)

##### 【小学校児童保護者】



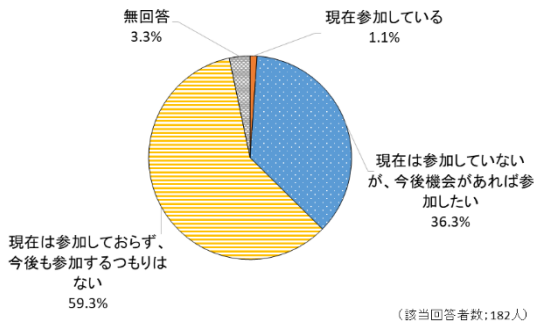
(回答該当者数: 200人)

近所の子どもの遊び場については、就学前児童保護者と小学校児童保護者のいずれも「雨の日に遊べる場所がない」が最も多く、次いで「近くに遊び場がない」「遊具などの種類が充実していない」に多くの回答が寄せられており、上位回答は共通しています。

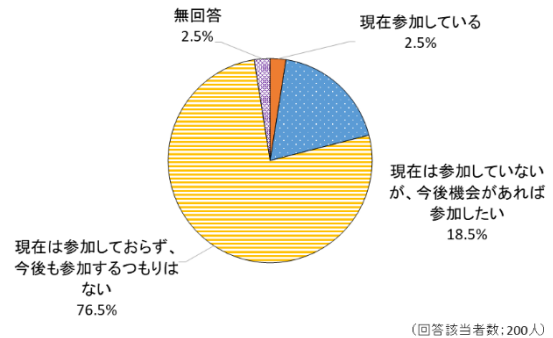
②子育てに関する自主的な活動への参加状況

Q あなた(または他の保護者)は子育てに関するサークルなど自主的な活動に参加していますか。(1つ)

【就学前児童保護者】



【小学校児童保護者】

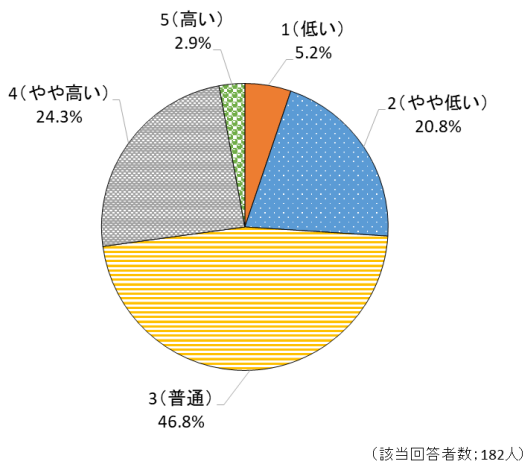


子育てに関するサークルなどへの参加については、「現在参加している」「現在は参加していないが今後機会があれば参加したい」を合わせると、就学前児童保護者が37.4%、小学校児童保護者は21%となっています。

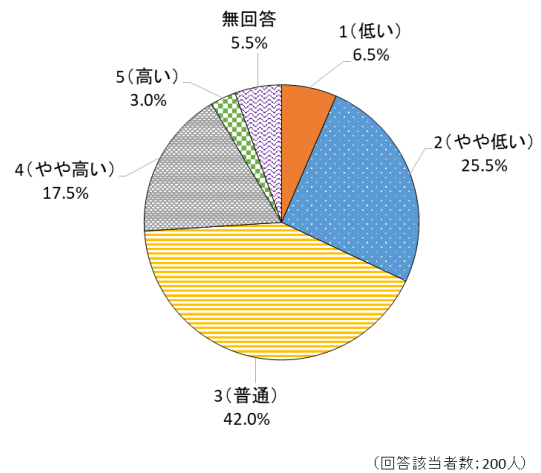
③最上町における子育ての環境や支援への満足度

Q 最上町における子育ての環境や支援への満足度をお答えください。(1つに○)

【就学前児童保護者】



【小学校児童保護者】



本町の子育ての環境や支援に関する満足度では、「満足度は高い」または「満足度はやや高い」と回答した方は、就学前児童保護者が27.2%、小学校児童保護者は20.5%となっており、いずれも満足度が高い層が4分の1程度を占めています。

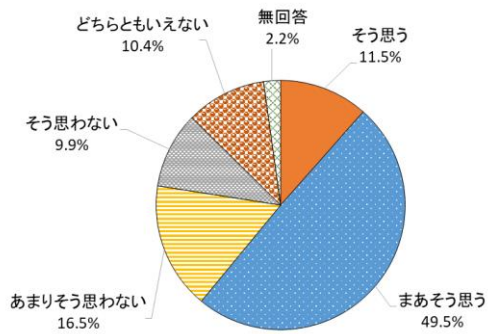
一方、「満足度がやや低い」または「満足度が低い」と回答された方は、小学校児童保護者が32.0%であり、就学前児童保護者(26%)よりも高くなっています。



#### ④最上町は子育てしやすいまちだと思うか

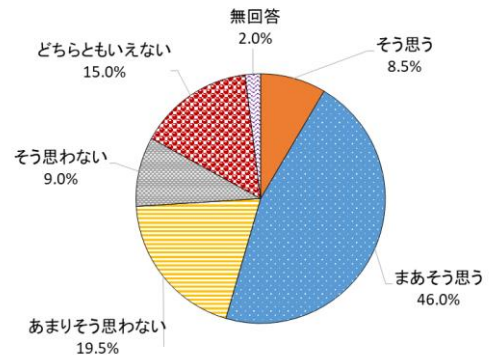
Q 最上町は、子育てしやすいまちだと思いますか。(〇は1つ)

【就学前児童保護者】



(回答該当者数: 182人)

【小学校児童保護者】



(回答該当者数: 200人)

最上町は、子育てしやすいまちだと思うか尋ねたところ、「そう思う」「まあそう思う」を合わせると、就学前児童保護者が61%、小学校児童保護者で54.5%となっており、全体として6割程度の方が子育てしやすいまちだと感じています。

#### ⑤保護者からの自由な要望

##### 就学前児童保護者の自由回答

- ▶公園や遊び場の充実（公園を増やす、遊具の充実、屋内の遊び場が必要）に関する要望が最も多くみられました。
- ▶町内に小児科がほしいという要望が、多くみられました。
- ▶時間外・休日保育の充実や、急な時にも子どもを預けやすい保育環境づくりについての要望が、多くみられました。
- ▶病児保育事業の整備に関する要望が、多くみられました。

##### 小学校児童保護者の自由回答

- ▶公園や遊び場の充実（公園を増やす、屋内で体を動かせる遊び場が必要）、放課後等の居場所づくりに関する要望が多くみられました。
- ▶気軽に預けられるよう学童保育の利用条件の緩和についての要望が、多くみられました。
- ▶町内に小児科がほしいという要望が、多くみられました。

## 8 次世代育成支援対策行動計画（後期計画）の評価

### （1）基本方針ごとの事業の成果

「最上町次世代育成支援対策後期行動計画」で設定した成果指標の評価結果は、次のとおりです。

※評価区分    >    ◎：目標達成    ○：改善・維持    △：悪化

#### ① 「地域における子育ての支援」分野 【成果指標数：2】

設定した4指標の計4項目のうち、「子育てへの不安や負担」については、就学前児童と小学校児童の保護者が共に目標値より20ポイント高くなっていることから「△」の評価となりました。この評価を重く受け止め、現状課題の分析や課題解決に向けた取り組みの強化が必要です。

経済的な出費に関しては、全体として「○」と評価されました。その背景として、子育てにかかる費用の家計への負担が減少傾向にあることを示しており、この分野に関して掲げた施策については効果的に実施できたと評価します。

目標2) 育児に関する相談の場を確保し、情報提供を充実します。

成果指標	前期計画開始時 (H16年度)	⇒ (25年度中間)	実績 (R元年度)	評価	目標 (R2年度)
① 子育てに関して「非常に」または「なんとなく」不安や負担を感じると答える人の割合	就学前児童の保護者 56%	⇒42.6%⇒	50%	△	30%
	小学校児童の保護者 65%	⇒43.9%⇒	52%	△	30%

目標5) 経済的な支援を確保します。

成果指標	前期計画開始時 (H16年度)	⇒ (25年度中間)	実績 (R元年度)	評価	目標 (R2年度)
② 「子育ての出費がかさむ」と答える人の割合 ・ 就学前児童の保護者 ・ 小学校児童の保護者  (※子育てについて不安に思っていることや悩んでいることの質問の回答)	41%	⇒30.4%⇒	24.7%	○	減少
	43%	⇒33.1%⇒	30.5%	○	減少

② 「母親並びに乳幼児などの健康の確保と増進」分野 【成果指標数：10】

設定した10指標の13項目の評価として、「◎」が3項目、「○」は5項目となり、本分野において掲げた施策が効果的に実施されたと評価しています。なお、「△」のうち「病気や発育、発達」が気になったり、悩んだりする割合が増加したほか、子どもの食育状況については悪化傾向にあるため、情報提供や相談支援の充実が必要と考えられます。

目標1) 安心して妊娠・出産できる環境にします。

成果指標	前期計画開始時 (平成16年度)	⇒ (25年度中間)	実績 (R元年度)	評価	目標 (R2年度)
①安心して妊娠・出産できた割合	—	⇒ — ⇒	70%	○	80%
②妊娠中の喫煙・飲酒割合	飲酒 4% 喫煙 11%	⇒ — ⇒ ⇒ — ⇒	1.4% 0.7%	○ ○	0% 0%

目標2) 子どもが元気に育つことを支援します。

成果指標	前期計画開始時 (H16年度)	⇒ (25年度中間)	実績 (R元年度)	評価	目標 (R2年度)
③乳児死亡率	13.22 (H8-12平均)	0	0	◎	0
④新生児死亡率	11.52 (H8-12平均)	0	0	◎	0
⑤日常悩んでいることや気になることが「病気や発育、発達に関すること」と答える人の割合	就学前児童の保護者 27% 小学校児童の保護者 22%	⇒33.4%⇒ ⇒18.4%⇒	40.1% 26.5%	△ △	10% 10%
⑥むし歯のある子ども 【むし歯罹患率】	1歳6か月児： 8% 3歳児： 50%	⇒ 3.8% ⇒ ⇒31.7%⇒	0% 12.2%	◎ ○	0% 20%以下

目標3) 食育を推進します。

成果指標	前期計画開始時 (H16年度)	⇒ (25年度中間)	実績 (R元年度)	評価	目標 (R2年度)
⑦週2回以上朝食を食べない中高生の割合	19.7%	⇒ 9.5% ⇒	11.1%	△	0%
⑧ダイエット経験のある小学生	30.0%	⇒16.8%⇒	27.3%	△	0%

目標4) 健やかに成長するための生活習慣を身につけます。

成果指標	前期計画開始時 (H16年度)	⇒ (25年度中間)	実績 (R元年度)	評価	目標 (R2年度)
⑨飲酒経験のある中学生の割合	24.7%	⇒11.7%⇒	6.7%	○	0%
⑩ダイエット経験のある子ども	中学生：1割弱 高校生：2割弱	⇒27%⇒	22.2%	△	0% 0%

## ③ 「子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備」分野 【成果指標数：4】

設定した4指標の計4項目のすべての評価が「◎」であることから、子どもの教育環境の整備については整いつつあると評価されます。しかし、中学生になると家庭学習の面で学習意欲の減少が見られるようになり、子どもが元気にのびのびと育つための教育環境の整備の徹底を図る必要があると考えられます。

## 目標1) 次代の親を育成します。

成果指標	前期計画開始時 (H16年度)	⇒ (25年度中間)	実績 (R元年度)	評価	目標 (R2年度)
①性教育を受けている 中高生の割合	91.8%	⇒86.9%⇒	保健体育 の授業で 対象学年 が学習・ 体験する	◎	100%
②赤ちゃんだっこ体験のある 中高生の割合	70.5%	⇒68.6%⇒		◎	100%
③避妊・性感染症を学習している 中高生の割合	50.0%	⇒69.3%⇒		◎	100%

## 目標4) 子どもがのびのびと元気に育つ教育環境があります。

成果指標	前期計画開始時 (H16年度)	⇒ (25年度中間)	実績 (R元年度)	評価	目標 (R2年度)
④学習意欲の低下している 児童生徒の数	—	減少	学習意欲 向上	◎	学習意欲 の向上

## ④ 「子育てを支援する生活環境の整備」分野 【成果指標数：0】

➤ 成果指標の設定なし

## ⑤ 「職業生活と家庭生活との両立の推進」分野 【成果指標数：0】

➤ 成果指標の設定なし

## ⑥ 「子どもなどの安全の確保」分野 【成果指標数：1】

設定した1指標1項目は「○」であったことから、子どもの事故防止に向けた取り組みは効果的に実施されたと評価しています。

## 目標1) 子どもの安全を確保します。

成果指標	前期計画開始時 (H16年度)	⇒ (25年度中間)	実績 (R元年度)	評価	目標 (R2年度)
①子どもの事故の割合	今後調査	⇒0件⇒	0件	○	0件

⑦「要保護児童への対応など、きめ細かな取組の推進」分野 【成果指標数：1】

母子保健の担当機関と幼・小・中学校との連携のもと、要保護児童の早期発見・対応に取り組んでおりますが、要保護児童の登録外での通報や対応が増えています。子どもの虐待防止に向けた取り組みには、関係機関や団体との連携をさらに強化し充実していく必要があります。

目標2) 虐待の予防や、虐待の早期発見に努めます。

指標	前期計画開始時 (平成16年度)	→ (25年度中間)	実績 (R元年度)	評価	目標 (R2年度)
①虐待をなくします	今後調査	⇒ 0件 ⇒	3件	△	0件

(2) 特定保育サービスの進捗状況

特定保育サービスとは、次世育成支援対策地域行動計画において、各市町村が地域の実情に応じ、必要なサービスとその目標事業量を定めることとされた重点事業です。

目標量を設定した6事業項目の評価のうち「◎」が2事業、「○」が4事業となり、目標達成もしくは維持・改善が図られる結果となっており、本町が必要と判断したサービスの提供基盤が充実したと評価しています。

○特定保育サービスの目標事業量

※評価 ➤ ◎：目標達成 ○：改善・維持 △：悪化

サービス名称		事業量 H26年度	目標量 R2年度	実績値 R元年度	評価
平日昼間の保育サービス					
3歳未満	認可保育所	20人	20人	62人	◎
	保育5サービス(※1)	0人	0人	0人	
	うち 家庭的保育事業	0人	0人	0人	
3歳以上	認可保育所	230人	230人	162人	○
	保育5サービス	0人	0人	0人	
	保育6サービス(※2)	0人	0人	0人	
延長保育事業		延 2,500人 3か所	延 2,500人 3か所	実 75人 3か所	○
放課後児童健全育成事業		延 5,000人 3か所	延 5,000人 3か所	実 103人 4か所	○
一時預かり事業		延 1,150人 3か所	延 1,150人 3か所	実 8人 1か所	◎
地域子育て支援拠点事業		1か所	1か所	1か所	○

※1 保育5サービス: 認可保育所、家庭内保育(保育ママ)、事業所内保育施設・自治体の認証・認定保育施設、その他の保育施設

※2 保育6サービス: 保育5サービス+幼稚園の預かり保育

## 9 現状からみえてくる子育て支援の課題

- ◎質の高い教育・保育、子育て支援事業を安定的に提供できる体制の充実
- ◎子どもの成長に親が適切に関わるための支援（子どもの病気や発育・発達などに関する親の悩みの解消等）の充実
- ◎最上管内の医療機関が子どもの「かかりつけ医」になってもらえる仕組みづくり
- ◎公園や遊び場の充実（公園の増加、雨の日などに屋内で体を動かせる遊び場）
- ◎放課後等の居場所の充実

### ▶▶子どもの育ちの支援に関する課題

- ◎延長保育（時間外保育）の充実
- ◎教育・保育や子育て支援事業の利用しやすさの向上
- ◎公園や遊び場、子どもの健康・発達、医療機関などに関する情報提供の充実
- ◎相談しやすい窓口づくり
- ◎子どもとの時間が十分にとれるよう、子育ての不安感や負担感を軽減し、息抜きできるような支援
- ◎子連れでも出かけやすく楽しめる場所の充実
- ◎保育料の負担軽減などの経済的な支援の充実
- ◎母子・父子世帯が世帯数、構成比ともに増加傾向
- ◎ひとり親に対する支援の充実

### ▶▶子育てをする保護者への支援に関する課題

- ◎核家族の比率が増加傾向
- ◎家族や親族、近隣の人々のサポートによる子育て家庭の負担感の軽減が必要
- ◎子育て活動への保護者自身の積極的な参加が必要
- ◎子育て家庭を温かく見守る地域社会づくり（地域コミュニティ、企業等）が必要
- ◎仲間で話し合えたり、保護者自身が肯定されたりする場や機会づくりが必要

### ▶▶地域における子育て支援に関する課題

## 第3章 本プランの基本的考え方

### 1 基本理念

子ども・子育てに関する「まちのあるべき姿」として、本プランにおける基本理念は次のとおりです。

#### 【基本テーマ】

子どもすこやか ささえあい  
安心子育て(ち)のまち もがみ

— 子育て大国をめざして —

子どもたちの健やかなる育ちを第一に据え、町や地域が子育て家庭に寄り添い、子育ての負担や不安、孤立感を和らげるための支援が必要です。

本町には、祖父母から孫までが共に仲良く暮らす世帯が多いという地域特性を生かすために、祖父母などの家族による手助けを大切にしながら、近隣住民による地域の応援を引き出し、本町内のすべてのお父さん・お母さんが、わが子と向き合える環境を整えていきます。

さらに、各家庭における多様な「希望」がかなえられる社会を目指すために、教育・保育をはじめ、子育て支援、子どもの保健・医療、教育など、暮らし全般に関わる環境の充実を図っていきます。

子どもたちが健やかに生まれ、豊かな環境の中で元気にのびのびと育ち、本町を愛し、いつまでも住み続けたいよう、地域全体が力を合わせて子どもの育ちと子育てを支援する「子育て大国」の構築・実現を目指します。

## 2 基本目標

本プランの基本理念に基づき、以下に掲げる 5 つを、本町の子ども・子育て支援の課題解決に向けた「基本目標」とします。

### 基本目標1 地域における子育て支援の充実

子どもの健やかな成長に向け、保護者が安心して子育てできるためには、子育て支援の一層の充実を図ります。

そのため、子ども・子育て支援新制度に基づく幼児期の学校教育・保育の確保や子育て支援事業の適切な実施を図るとともに、情報提供や相談対応などの総合的な支援の充実を図ります。

### 基本目標2 母親並びに乳幼児などの健康の確保と増進

子どもが健やかに成長するためには、親子が心身ともに健康であることが大切です。

そのため、子どもを安心して生み育てられるよう、母子保健医療の充実をはじめ、親の子育てへの不安や負担の軽減化にむけて、きめ細かな相談支援などの取り組みを進めます。

保健、医療、福祉、教育の各分野の連携を進め、地域における総合的な保健医療体制の充実を図ります。

### 基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する子育て環境の整備

次代の担い手である子どもが、この町を理解しこの町に将来住み続けようと思えることが将来のまちづくりにとって大切です。

このため、学校、家庭、地域社会が連携・協働し、相乗効果による地域の教育力の向上を目指します。家庭と地域の願いを理解し、「もがみの豊かな自然の中で個性や自主性を伸ばし、豊かな人間性と健やかに生きる力が身に付いた」と子ども自身が実感できるような子育て環境を整備をします。



#### 基本目標4 子育てにやさしい生活環境の整備と地域社会の形成

子どもを安心して産み育てるためには、家族のみんなが暮らしやすく、子どもの安全も確保される生活環境が不可欠です。

このため、結婚と定住の双方を促進するとともに、公共施設、公園・児童遊園等、公共・公的施設における遊び場の確保や道路交通環境等の整備を推進します。さらに、夫婦が協力し合い、祖父母や地域が子育て応援する中で、子育てする夫婦の仕事と家庭生活とのバランスがとれた多様な働き方を選択できる社会の実現に向けた環境づくりに取り組みます。

#### 基本目標5 要保護児童への対応等に関する取り組みの推進

すべての子どもの最善の利益を実現する観点から、障がいのある子どもやひとり親の子どもなどに対して、それぞれの状況に応じた適切な対応・支援を図ることが必要です。また、必要な場合には、健やかな育ちが保障されるための支援や保護などが求められます。

このため、障がいのある子どもに対する特別支援教育等の推進、虐待を受けている児童の保護など、子どもや子育て家庭が置かれている実状や支援の課題を踏まえた多様な取り組みを推進します。

### 3 計画の体系

本計画の体系を図に示すと、次のとおりとなります。

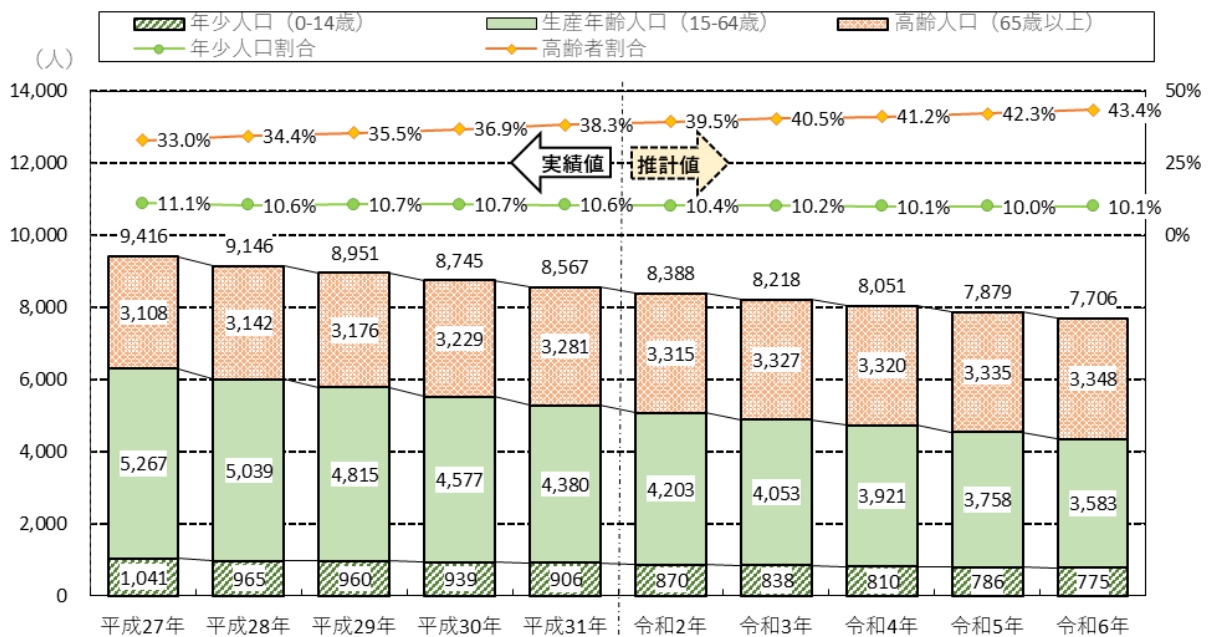


## 4 児童数の将来推計

本町の平成31年4月1日現在の住民基本台帳の実績人口を基点に、令和2年以降の将来人口を推計したところ、総人口は減少傾向で推移し、令和6年には7,706人と推計されます。

また、年齢3区分別の人口推移をみると、0-14歳の年少人口については今後減少傾向で推移するものと見込まれ、令和6年には年少人口は775人、年少人口割合は平成31年から0.5ポイント減少し、10.1%になると推計されます。

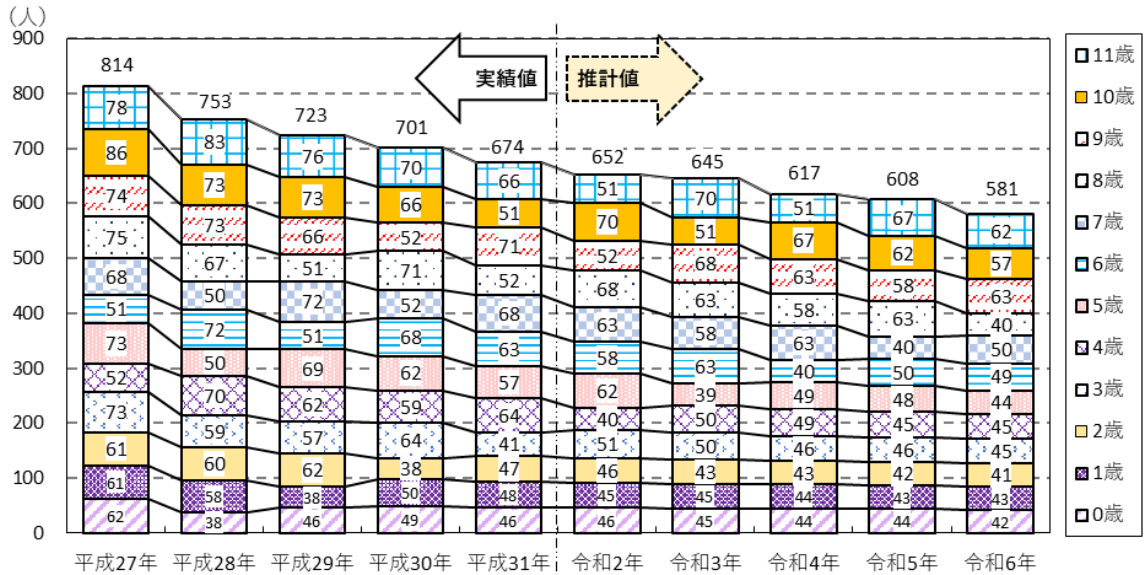
### ●最上町の人口推計



資料：平成27年から平成31年は住民基本台帳からの実績値。  
 (各年4月1日、外国人登録含む。)  
 令和2年以降はコーホート変化率法による推計値

本町の人口推計結果から、0歳から11歳までの児童数をみると、今後は減少傾向で推移し、計画期間の最終年を迎える令和6年には581人となり、平成31年に比べて約90人児童数は減少するものと見込まれます。

●児童数の将来推計



資料：平成27年から平成31年は住民基本台帳からの実績値。  
 (各年4月1日、外国人登録含む。)  
 令和2年以降はコーホート変化率法による推計値

(単位: 人)

年齢	実績値					⇒推計値				
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	62	38	46	49	46	46	45	44	44	42
1歳	61	58	38	50	48	45	45	44	43	43
2歳	61	60	62	38	47	46	43	43	42	41
3歳	73	59	57	64	41	51	50	46	46	45
4歳	52	70	62	59	64	40	50	49	45	45
5歳	73	50	69	62	57	62	39	49	48	44
保育年齢 (0~5歳)	382	335	334	322	303	290	272	275	268	260
6歳	51	72	51	68	63	58	63	40	50	49
7歳	68	50	72	52	68	63	58	63	40	50
8歳	75	67	51	71	52	68	63	58	63	40
9歳	74	73	66	52	71	52	68	63	58	63
10歳	86	73	73	66	51	70	51	67	62	57
11歳	78	83	76	70	66	51	70	51	67	62
小学校年齢 (6~11歳)	432	418	389	379	371	362	373	342	340	321
合計	814	753	723	701	674	652	645	617	608	581

各年4月1日現在

## 第4章 基本目標に係る施策の展開（最上町の子育て育成支援）

### 1 地域における子育て支援の充実

#### （1）育児に関する相談と情報提供の充実

子育てに関する相談については、子育て支援センターをはじめ認定こども園や認可保育所で随時対応しています。また、健康センターでは、保健師等による育児相談を毎月1回実施しているほか、乳幼児健康診査等で個別に育児相談を行っています。さらに、平成29年から子育て支援センターでは、「子育て世代包括支援事業」を行っており、相談体制の充実を図っています。

情報提供については、ホームページや広報紙、子育てガイドブックの配布のほか、子育てに関わる子育て学級や研修会等をとおして行っています。

本町の子育て家庭の不安・負担の解消が図られ、子育てに関する判断がきちんとできるよう、育児に関する必要な情報提供と相談体制の充実を図ります。

▶行政の取り組み	取り組み内容	担当課
育児に関する 相談支援の充実	乳幼児相談事業の周知・徹底を図ります。	健康福祉課
	育児相談事業の周知・徹底を図ります。PRします。	
	誰もが相談しやすい方法や相談体制を構築します。 ・子育て世代包括支援センターによる相談支援の充実を図ります。 ・専門相談員の配置などを図ります。	健康福祉課 幼児教育課
	身近な場所で気軽に集える場（こどもの広場事業）を設定します。	幼児教育課
訪問指導の実施	訪問指導を実施します。（新生児・乳幼児）	健康福祉課
情報提供の充実	子育てガイドブックの作成・配布などによる情報提供を行います。	幼児教育課 まちづくり推進室
	広報紙を活用した周知活動を行います。 ・ホームページの活用検討など。	幼児教育課

#### ▶▶子どものいる家庭・地域の取り組み

- ▶育児に悩んだときや迷ったときは、気軽に相談します。
- ▶家族内での役割を分担し、育児に関わる人がリフレッシュできるように協力します。
- ▶健診を忘れずに受け、その機会に育児について家族で話し合います。
- ▶各種教室や講演会などに積極的に参加し、育児を学び、家族で話し合います。
- ▶子どもに対する家族の中の役割を話し合います。

## （2）幼児期の教育・保育環境の整備

社会構造の変化とともに女性の社会進出が進み、結婚や出産後も仕事を続ける女性に伴い、子どものいる家庭のライフスタイルや働き方が変化し、保育サービスに対するニーズも多様化しています。待機児童数を出さないための入所定員数の弾力化、通常の保育時間を超えて保育を行う延長保育、一時預かり事業など、多様な保育サービスを提供する環境整備が求められています。

このような状況を踏まえ、母親と父親がともに安心して子育てと仕事が両立できるように、一時預かり事業や延長保育等の多様な保育サービスのより充実に努めるとともに、子育て支援拠点を核とした支援ネットワークの構築を図ります。

▶行政の取り組み	取り組み内容	担当課
多様な保育サービスの充実	延長保育事業を実施します。 ・認定こども園、保育所におけるサービスの利用希望に対する柔軟な対応に努めます。	幼児教育課
	一時預かり事業を充実します。 ・子育て支援センターでの受入れ体制を充実します。	
	未満児（0～2歳児）保育の充実を図ります。	
	土曜日保育の実施をはじめ、保育の充実を図ります。	
教育・保育施設におけるアレルギー対策	入園・入所する児童のアレルギーについて保護者に確認します。	幼児教育課 教育文化課 給食センター
	アレルギーの原因となる卵、牛乳などを除去し、代替食品を使用した給食を提供します。	
	エピペンの使用方法、救急救命方法など、保育者や教職員に対して緊急時の対応に関する講習を行います。	
▶▶子どものいる家庭・地域の取り組み		
> 経験した力を地域の子育てに生かします。 > 必要な保育サービスを利用します。		

### （3）子ども同士がふれあう遊び場と児童の放課後の居場所等の確保

少子化が進むなか、子ども同士のふれ合いの機会が少なくなっています。このため、幼いころから子ども同士がふれあう遊び場を提供するとともに、多くの親子が利用しやすい環境づくりが重要です。

就学児については、核家族や共働き家庭が増加しており、また、小学校の統合により学校区が広がってきたことにより、放課後や休日等に友だちなどと一緒に安心して過ごすことができる場所を確保することが求められています。

今後も、就学前児童が保護者とともに利用できるふれあい・遊びの場、小学校児童が放課後等に利用できる遊び場・生活の場の充実を図ります。

▶行政の取り組み	取り組み内容	担当課
保育施設の園庭の開放	各幼児施設の園庭を開放し、安心して遊べる場を提供します。	幼児教育課
世代間の交流	生涯学習講座の中で児童・幼児との交流を行うとともに、活動内容について町民に広く発信します。 ・ボランティア団体による文化祭への参加、祖父母参観	教育文化課
放課後児童クラブ	・放課後児童クラブを設置・運営します。 ・保育ニーズに合った放課後児童クラブを運営します。	幼児教育課
放課後子ども教室	・土曜日に体験・交流活動などを行う教室を実施します。 ・放課後に、地域ボランティアによる文化やレクリエーション、地域活動等の居場所づくりを検討します。	教育文化課
学校施設の利活用	小中学校（グラウンド、遊具）を開放します。 ・学校施設の開放を推進します。	教育文化課
児童のための施設の充実	子ども達が遊べる公園及び図書室の充実を図ります。 廃校施設等を活用した親子が楽しめる“遊びの場づくり”を検討します。	教育文化課 幼児教育課 健康福祉課
▶▶子どものいる家庭・地域の取り組み		
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 各種の遊び場に積極的に参加して同世代の子どもたちと交流します。</li> <li>➢ 友人・隣近所と誘い合って遊び場に参加します。</li> <li>➢ 子どもと共に身体を動かす遊びをします。</li> <li>➢ スマホやTVゲームは使用する時間を決めます。</li> <li>➢ 学校から帰ってきた子どもたちを見守ります。</li> <li>➢ 年上の子が年下の子の面倒を見るような意識を育てます。</li> <li>➢ 危険なことや迷惑がかかること、いたずらをしていたら注意します。</li> <li>➢ 注意された親はそれを受け止め、子どもにも教えます。</li> </ul>		

## 放課後子ども総合プラン

### ■実施目標

○放課後における子ども活動の実施にあたっては、閉校した学校及び余裕教室や放課後に使用していない特別教室等を活用し、放課後児童クラブと放課後子ども教室との一体型な場を設置するとともに、単独の放課後児童クラブにおいても、余裕教室等を活用する体制を整え、令和6年度までに地域の実情に合った特色ある実施を目指します。

#### 【令和6年度の実施目標】

	現 状	目標年度
	H31 年度	R6 年度
放課後児童クラブ数	4 クラブ	2 クラブ
放課後子ども教室数	2 教室	2 教室以上
放課後児童クラブと 放課後子ども教室の一体型実施数	1 か所	1 か所以上

### ■実施に向けた方策

- 放課後子ども活動の実施に向け、実施主体である幼児教育課と教育文化課が連携し、小学校及び地域との協議を行い、放課後子ども総合プランの必要性及び意義等への理解を促します。
- 実施の際には、運営委員会を設置し、余裕教室等の活用を含む事業推進について、定期的に協議を行い、運営します。
- 「放課後子ども教室」については、「最上町らしい」学びや体験を基軸とした特徴あるプログラムの内容で実施します。
- 「放課後児童クラブ」については、放課後や長期休みに家庭に保護者がいない児童に適切な遊びと生活の場を提供するもので、家庭での教育が大事であることを考えていきます。



#### （４）家庭や地域の子育て(ち)力の向上

家庭は、子どもたちの健やかな育ちの基盤であり、すべての教育の出発点です。さらに、地域の中でも様々な経験(地域教育力)をとおして、心身ともに健やかに成長していきます。

次世代を担う子どもたちが地域でたくましく成長していくためには、子ども自身が地域のよさを知り、自らの健やかな心や成長を目指そうとする力を尊重するなかで、心身ともに健康で豊かな情操と創造力を養い、個性や自主性を育む環境が必要です。「地域の伝統行事」や「祭り」などへの積極的な参加を促し、地域での子どもの居場所づくりやボランティア精神等を醸成することが必要です。

本町では、授業参観、PTA講演会、祖父母講演会などを開催し、家庭教育の重要性や親の役割などを学習する機会を提供しているほか、子どもたちが豊かな自然にふれながら様々な体験ができる環境学習、福祉体験や職業体験の学習機会の充実にも取り組んでいます。

今後も、保護者が子育てに自信を持ちながら子どもと向き合えるよう、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会の充実を図ります。また、家庭のみならず、地域全体で子育て(ち)を支援するという認識のもと、家庭と地域社会が連携・協働して子育て(ち)を行うことができるよう、町民の理解と協力を促進していきます。

▶行政の取り組み	取り組み内容	担当課
地域における 児童育成組織の整備	地域児童育成ネットワークの整備をします。 学校単位の組織との情報交換をします。	教育文化課 幼児教育課
指導者の研修等の 実施	地域において子どもの地域活動や教育に携わる指導者の資質の向上を図るための研修等を行います。	教育文化課 幼児教育課

#### ▶▶子どものいる家庭・地域の取り組み

- ▶地域において、保護者や家庭の支援に協力します。
- ▶不登校に対する誤解をなくします。
- ▶子どもと子育て家庭を温かく見守ります。
- ▶危険なことや迷惑がかかること、いたずらを見かけたら注意します。
- ▶注意された親はそれを受け止め、子どもにも教えます。
- ▶高齢者も協力します。
- ▶配慮を要する幼児・児童生徒への地域的な支援を行います。
- ▶町内で行われる児童健全育成の研修や家庭教育の情報交換の場へ参加します。
- ▶祖父母や地域の高齢者が昔の遊びを家庭や公民館活動で子どもたちに伝えていきます。
- ▶地域の行事に積極的に参加し、地域コミュニティの形成に努めます。

### （5）経済的な支援

本町では、国の制度に基づく各種手当の支給や医療費助成のほか、保育料の負担軽減、出生時の祝い金支給を実施し、子育て世帯への支援と少子化対策を行っています。

今後も、祝い金制度の継続に努めるとともに、子育て世帯に対する各種助成や手当の周知、支給の円滑化などを図ります。

町の主な施策	取り組み内容	担当課
保育料負担の軽減	保育料の負担の軽減を図ります。 ・3歳児から5歳児の保育料の無償化を実施します。 ・未満児の保育料の負担軽減化を実施します。	幼児教育課
祝い金の支給 (町独自)	出生時に祝い金を支給します。	まちづくり推進室
医療費の助成	乳幼児医療費を助成します。 ・未熟児が入院・治療を受ける場合に、医療費を援助します。(未熟児養育医療)	健康福祉課
各種手当の支給	児童手当を支給します。 認定を受けた障がい児に特別児童扶養手当を支給します。	健康福祉課
通学定期券の支給	小中学生の登下校時デマンドバス、JRを使用する際の定期券を支給します。	教育文化課
▶▶子どものいる家庭・地域の取り組み		
➤子育ての中での優先順位を考え、計画的な出費にします。		

## 2 母親並びに乳幼児などの健康の確保と増進

### （1）妊娠・出産から乳幼児期の保健対策と小児医療の充実

子どもの健やかな成長において、母親の健康は大きな影響を及ぼすことから、妊娠や出産から乳幼児期において、定期的な健康診査や適切な保健指導を受けることが重要です。乳幼児健康診査は、子どもの障がいの予防や早期発見・療育の面で大きな役割を果たします。また、近年では、子どもを望んでもなかなか子宝に恵まれない夫婦も増えてきており、不妊相談や不妊治療の補助などの支援も求められています。

本町では、妊婦健診、訪問指導、乳幼児健診などの母子保健対策を推進するとともに、出産・育児に関する正しい知識の習得や相談・指導により母親の不安や悩みの解消に努めています。

今後も、安心して妊娠・出産でき、乳幼児が健やかに成長できる環境をつくるため、各種母子保健事業をはじめとした母親・乳幼児の健康の確保のための切れ目のない保健対策を推進します。

また、小児医療については、町内に小児科医院を求める声が根強くありますので、近隣の医療機関の情報提供を積極的に行うとともに、近隣市町村と連携を深めながら緊急時や休日や夜間の小児救急も含めた医療体制の充実に努めます。

▶行政の取り組み	取り組み内容	担当課
不妊に対する支援	不妊で悩んでいる人が気軽に相談・治療できる体制を整備します。 ・不妊相談できる場を周知します。 ・不妊治療の補助を実施します。	健康福祉課
母子健康手帳の交付	母子健康手帳の交付をします。	健康福祉課
妊婦健康診査の実施	・妊婦健康診査票を交付します。 ・妊婦健康診査受診券の活用を周知します。	健康福祉課
健康な妊娠期を過ごすための情報提供	健康な妊娠期を過ごすため、情報提供の充実を図ります。 ・妊娠中毒症等予防のパンフレットを作成し、配布します。 ・喫煙・飲酒の実態を把握し指導の充実を図ります。 仕事を持つ妊婦が安心して労働できる情報の提供を図ります。 ・母性管理指導票の利用を周知します。 ・医療機関や企業に対して母性管理指導票の利用をPRします。	健康福祉課
妊産婦支援体制の充実	支援を必要としている妊産婦への支援を図ります。 ・妊産婦への訪問指導を充実させます。 ・医療機関(産婦人科)と情報共有し、連携を密にします。	健康福祉課
乳幼児健診等の充実	乳幼児健診を充実させます。 ・3～4か月児／1歳6か月児／2歳児／3歳児／就学児 9～10か月児教室を充実させます。	健康福祉課 教育文化課
乳幼児歯科健診の充実	歯科検診（1歳児・1歳6か月児・2歳児・3歳児・幼児施設）を充実させます。	健康福祉課 幼児教育課
健診時の健康づくり講話の実施	健診時の講話内容の充実（おやつとの与え方、歯みがきの仕方など）を図ります。	健康福祉課

▶行政の取り組み	取り組み内容	担当課
予防接種の促進	予防接種における接種率を向上させます。 ・健診時に受け忘れを説明します。 ・個人で接種等を検索できる電子機器の利用を検討します。	健康福祉課
病時の対処方法に関する知識の普及	・病気などで困ったときの対応の仕方がわかるようにします。 ・子どもの症状に対応するためのパンフレットを配布します。	健康福祉課
小児医療体制の充実	・小児のかかりつけ医との連携を図ります。 ・小児の救急時の対応の仕方等、知識の普及を図ります。	健康福祉課

▶▶子どものいる家庭・地域の取り組み

- 妊娠に早く気づき、早めに妊娠届けを出します。
- 健診を忘れずに受けるようにします。
- 相談機関を気軽に利用します。
- 地域や事業所、家族とも妊婦の前では喫煙しません。
- 妊婦が喫煙・飲酒をしていたら注意します。
- 丈夫な子を産むために、妊婦はバランスのとれた栄養に心がけ、喫煙、飲酒はしません。
- 子どもの健康状態に常に気を配りながら対応できるようにします。
- 予防接種を忘れずに受けるようにします。
- かかりつけ医を持ちます。

## （２）学童期・思春期等における保健対策

学童期から思春期までは、生涯にわたる健康の基礎となる望ましい生活習慣を身につける上で重要な時期です。特に思春期は、子どもから大人になる転換期であるため、この時期特有の心身の発達途上ゆえのアンバランスによる不安や心の悩みに対する支援も必要です。

今後も、学校を中心的な場とした学童期・思春期の保健対策の推進を図り、子どもたちが元気に育つ環境づくりを推進します。

▶行政の取り組み	取り組み内容	担当課
学校における精神保健対策の充実	学校内の個別相談の充実を図ります。	各 学 校
	スクールカウンセラーの充実を図ります。	
歯の健康づくりの推進	子どもの歯みがき習慣の定着化を図ります。	健康福祉課
	歯・口腔の健康づくり講演会を開催します。	
	むし歯予防講演会を開催します。	
学童期からの望ましい生活習慣づくりの推進	基本的な生活リズムのパンフレットを配布し、啓蒙します。（健診・教室・学校など）	健康福祉課 各 学 校
	子どもが基本的な生活習慣の大切さを学ぶ機会を設けます。	
	生活リズムカレンダーを作成して、朝食の必要性を周知します。	各 学 校
飲酒・喫煙・薬物の防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小・中学校に飲酒・喫煙防止の周知を図ります。</li> <li>・ポスターを公民館に掲示し、大人に注意を呼びかけます。</li> </ul>	健康福祉課
	たばこやお酒の誘いを断る具体的な方法を学校教育の中に導入します。	各 学 校
	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校で、保護者に対し、お酒やたばこ、薬物に関する教育を実施します。</li> <li>・授業参観、講演会など</li> </ul>	各 学 校
▶▶子どものいる家庭・地域の取り組み		
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶一番身近な相談相手になれるよう、親子の信頼関係を深めます。</li> <li>▶食べたらみがくことを徹底し、寝る前は必ず歯の仕上げみがきをします。</li> <li>▶歯科健診やフッ素塗布、教室などの機会があれば積極的に参加します。</li> <li>▶子どもと一緒に参加する地域での会合には、お菓子やジュース類を出さないようにします。</li> <li>▶小中高生はお酒やたばこの誘いを受けたとしてもきちんと断ります。</li> <li>▶地域や家族とも、受動喫煙について正しい知識を持ち、子どもの前では喫煙しません。（無煙環境）</li> <li>▶大人が子どもの前で喫煙していたら、注意をします。</li> <li>▶未成年者の喫煙・飲酒の害を正しく知り、子どもに勧めることがないようにします。（冠婚葬祭、盆・正月など）</li> <li>▶未成年者の喫煙・飲酒を見つけたら注意をします。</li> <li>▶子どもに基本的な生活習慣を身につけさせる意識を持ちます。</li> <li>▶子どもに対して、早く眠るよう声かけをしたり、眠っているか確認するようにします。</li> <li>▶子どもにテレビやテレビゲームのない生活を体験させます。</li> </ul>		

### （3）食育の推進

本町では、食育推進計画のもと、健やかな子どもの育成を目指し、保護者を対象に離乳食からの食育指導、親子料理教室等を開催しています。また、各学校や教育・保育施設においては、食に対する正しい知識や食習慣、適切な食生活の重要性について啓発を図るとともに、地場産品を取り入れた給食の実施等にも取り組んでいます。

今後も食育推進にむけて、安全で体によい食を選ぶ力を身につけ、豊かな人間性と社会性が育まれるように、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習機会の提供を図ります。

▶行政の取り組み	取り組み内容	担当課
離乳食に関する指導の充実	乳児健診時の離乳食指導の充実を図ります。 離乳食教室を開催します。	健康福祉課
アレルギーに関する知識の普及	保護者に対し、子どもの食物アレルギーに関する基礎的知識の普及・啓発を図ります。	健康福祉課
児童に対するアレルギー疾患の対応	基本方針の策定、危機管理マニュアルの作成、医療との連携、保護者と医療の連携を図ります。	幼児教育課 教育文化課 給食センター
教育・保育施設における保護者への食育の実施	幼児施設のむし歯予防にあわせた保護者（祖父母も含む）への食育指導をします。 地産・地消の食への感謝、健康づくりに向けた食育指導をします。	健康福祉課 幼児教育課 教育文化課
発達段階に応じた食育の実施	子どもたちの年代にあった食育指導を実施します。 ・親子料理教室などを実施します。 ・朝食が脳の活性化につながるなどの食事の必要性を周知します。	健康福祉課 給食センター

#### ▶▶子どものいる家庭・地域の取り組み

- ▶子どもの前では偏食しません。
- ▶子どもと一緒に作ったり、食べる機会を多く持ちます。
- ▶子どもの食事に「孫はやさしい」(※)の食材を多く取り入れた献立にします。
- ▶料理を大皿に盛らないで、一人ずつの小皿に盛るようにします。
- ▶食生活は家族全体で見直していきます。
- ▶早起きして朝食を食べるように保護者は声をかけます。

- (※) ま・まめ  
ご・ごま（木の実）  
は・わかめ（海藻類）  
や・やさい  
さ・さかな  
し・しいたけ（きのこ類）  
い・いも

### 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

#### （1）次世代を担う若者の自立支援

未来を担う親の育成の観点に立つとともに、社会性やコミュニケーション能力、豊かな情操、創造力などを培い、健全な育成を目指し、キャリア教育の充実や相談体制の充実を図ります。

本町においては、学校の保健体育の時間に性教育を実施しており、性・男女交際・生命の尊重などの教育指導が行われています。また、次世代を担う子どもたちの健全で優しい心を育むために、子どもと高齢者が互いにふれあえる施設開放事業、祖父母と園児との交流事業、幼児と小・中学生との交流をとおして、幼児及び児童生徒双方の心を豊かにする取り組みを行っています。

将来、親となる子どもが保健や性に関する正しい知識を取得できるよう、学校における教育・指導を推進します。また、世代間のコミュニケーションが不可欠であることから、さまざまな世代の人々と日頃からふれあい、互いの能力や知識などを理解し合う関係を築いていけるよう世代間交流を推進し、調和のとれた情操豊かな子どもの育成に努めます。

▶行政の取り組み	取り組み内容	担当課
幼児と地域との交流の推進	性教育の中に、赤ちゃんのだっこ体験や育児について学ぶ機会を設定します。	各 学 校
	小中学生と園児の交流を促進します。	各 学 校 幼児教育課
	祖父母と園児の交流を促進します。 ・地域の高齢者と園児との畑づくりや発表会などの交流を図ります。	幼児教育課
性教育の実施	異性への思いやりと尊重、体のしくみを学ぶ機会を創出します。	各 学 校
学校における健康教育・保健指導の推進	「最上町健康教育 21 プラン」に基づき健康教育を実施します。 ・教育課程の中で、学年に応じて実施します。 ・学校だよりや保健だよりによる保護者への呼びかけをします。	各 学 校
	保健の年間指導計画に基づく運営を実践します。	

#### ▶▶子どものいる家庭・地域の取り組み

- ▶地区行事などを通して、子どもと高齢者や大人とのふれあいを大切にします。
- ▶性教育で避妊や性感染症予防などを親子で学び、正しい知識をもちます。
- ▶町学校保健委員会や各学校の地域保護者で組織している保健委員会での意見を集約します。
- ▶性教育を生き方教育とし、親は子どもと真摯に向き合います。

## （2）幼保一元化教育の推進

幼児期は、生涯にわたる人間としての健全な発達を遂げるための基礎づくりの時期であり、豊かな人間性を目指した「生きる力」を身につけていく大切な時期とされています。

本町では、保育と教育の一元化を進めるべく、発達過程区分に応じた共通の教育計画である「最上町幼児教育課程」を策定し、幼小一貫教育までも視野に入れた幼保一元化教育を他の市町村に先駆けて取り組んでまいりました。

本町には、認定こども園1か所と保育所1か所、教育・保育施設(令和2年度より)があり、「最上町保育研究会」を通じ、各施設の担当者同士の定期的な情報交換と施設間の連携強化に努めています。

今後も、幼児期の教育に関する町の1つの基本的な理念のもと、すべての幼児の望ましい成長を目指して、「すこやかプラザ」が核となって町民の理解と協力を促進し、教育・保育の区別のない一元的な幼児教育の推進を図ります。

▶行政の取り組み	取り組み内容	担当課
教育と保育の一元化の推進	幼児教育カリキュラム策定に沿って運営します。	幼 児 施 設 幼 児 教 育 課
	異年齢のたてわり保育活動を強化します。 ・ 同年齢クラス編成を基本にし、異年齢活動を実施します。	
教育・保育の質の向上	保育、教育現場の資質の向上、研修の充実を図ります。 ・ 講師を招いての研修を実施します。	幼児教育課
▶▶子どものいる家庭・地域の取り組み		
> 地域ぐるみで子育てを支援します。 > 環境整備に協力します。 > 幼・小学校を核として、高齢者も含む地域づくりをします。		



### （3）子どもがのびのびと元気に育つ教育環境の充実

学校教育においては、「生きる力」と生命の尊さを実感し、他人を思いやる「豊かな心」を育成することや運動・スポーツなどを通して「健やかな体」を育成することが課題です。このため、子どもたちが自ら課題を見つけ、主体的に考え、判断して問題を解決する資質や能力を養うことが重要です。

本町の小学校・中学校においては、子どもたちが確かな学力を身に付けられるよう、主体的で深い学びの充実や指導形態の工夫に努めるとともに、人格形成の基礎となる道徳教育の充実に取り組んでいます。また、子どもの運動能力の向上を目指し、スキーをはじめとするスポーツの振興を図るとともに、地域の人材を有効活用しながら生涯スポーツ環境の充実に努めています。

今後も、子どもが生まれながらにして持っている個性や能力を伸ばし、その力を社会で十分に発揮できるよう、教育の質の向上に向けた教職員の取り組みを支援していきます。さらに、家庭・地域との連携を図り、子どもたちとのふれあいを大切にする活気にあふれた開かれた学校づくりを推進します。

▶行政の取り組み	取り組み内容	担当課
自ら学ぶ意欲や考える力と豊かな感性を育む教育の充実	自ら学ぶ意欲や考える力を育成します。 ・校内授業研究を計画的に実施します。 ・教員の指導力向上に向けた研修の充実を図ります。	教育文化課 幼児教育課
	感性を豊かに育む教育を充実させます。 ・読書活動の推進を図り、豊かな感性と学力の向上を図ります。	
道徳教育の充実	道徳教育の充実をはかり、主体的に生きる児童生徒を育成します。 ・生き方教育の実践と評価をします。 ・最上っ子未来講座を実施します。	教育文化課 幼児教育課
福祉・環境教育の推進	地域福祉施設との連携を図ります。	教育文化課 幼児教育課
	環境教育を推進します。 ・校内研修の活性化を図ります。 ・総合的学習の計画的に実践します。	各 学 校
地域に開かれた創造的な学校運営	学校教育目標の具現化と創造的な学校経営をします。 ・教員の授業の質の向上のため、校内研修を計画的に実施します。	各 学 校
	地域に開かれた学校を創造します。 ・地域や保護者、関係機関の協力を得ながら継続的な指導を行います。	
体育・スポーツ活動の充実とスキーの振興	スポーツを振興します。 ・特に町技であるスキーを振興します。	教育文化課 幼児教育課
	体育・スポーツ活動の充実を図ります。 ・教科体育の年間指導計画に基づく運営を実践します。 ・小学校体育連盟による実践計画を作成します。 ・川の学校活動、体験活動に参加します。	
教育相談活動の充実	教育相談活動を充実します。 ・教育相談員を設置し、適応教室や生徒指導に対応します。	教育文化課
	いじめ、不登校（ひきこもり）の発生を防止します。	

▶▶子どものいる家庭・地域の取り組み

- 学校による評価の情報を受け取り、体験発表の場に積極的に参加します。
- 学校の評価に対して内容を周知し、意見を出し合います。
- 授業参観・校内経営説明会・学校行事に協力します。
- 家庭学習や休業中の学習を援助します。
- 授業参観・校内経営説明会・学校行事に協力します。
- 親子読書の奨励や本の読み聞かせに協力します。
- 町内の起業家からの講話を子ども達に聞かせます。
- PTA 生活指導支援に協力します。
- 学校の評価に対して内容を周知し、意見を出します。
- 教育委員会委嘱公開研究発表に参加します。
- 地域の人材による授業支援に協力します。
- PTA 連絡協議会やスポーツ少年団を支援します。

## 4 子育てにやさしい生活環境の整備と地域社会の形成

### （1）子育てを支援する生活環境の整備

子どもの数を増やしていくには、生まれた町で働き続けられる、夫婦がともに暮らせる、出会いや交流のできる生活環境や社会環境が整っていることが重要です。また、住宅をはじめとする生活環境が充実していることも、安心して子どもを産み育てるためにも欠かすことができない条件です。

本町では、若い世代の定住促進に向け、結婚年齢にある未婚の男女の出会いや交流の場づくり、利便性を高める商業集積用地の確保や町内の就労先のPRなどを行っています。また、良好な生活空間創造の取り組みとして、土地区画整理事業や公共下水道事業による居住環境の整備、地域社会や生活の利便性などの向上を図るためバリアフリー化、子どもが屋外でのびのびと遊べる児童公園の整備、自然、木を大切に考える考えから、クリーンエネルギーの開発・普及などに取り組んでいます。

今後も、子育てを担う若い世代の暮らしやすさと子どもの成長につながる生活環境の充実と魅力あるまちづくりを推進します。

▶行政の取り組み	取り組み内容	担当課
若い世代の定住促進	若者の定住促進のために、働く場の確保や働く場のPRに努めます。	総務課 交流促進課 まちづくり推進室 最上広域圏内
	結婚年齢にある男女に対する出会いや交流の場づくりを推進します。	
	「100万人交流促進条例」のもとに、交流人口と定住人口の拡大に向けて、教育、文化、産業、福祉、地域情報化などの分野における環境基盤の整備・充実を図ります。	
	若者の定住に向けて、各種研修の場を提供します。	
住まいの確保の支援	町営住宅を建設します。 ・シックハウスやバリアフリーなどを新規建設時に検討します。	建設課
	空き家情報の収集・提供を行います。	まちづくり推進室
子どもの学習・遊び場等の充実	児童公園の重点整備をします。	健康福祉課 教育文化課 幼児教育課
	図書館など、自由に学習に取り組める場所の整備を検討します。	
	遊び場（屋内）の整備をします。 ・旧校舎を活用した整備を検討します。	
子育てに役立つ環境資源の充実と情報提供	授乳室、おむつ交換室・母児同室トイレなど、子育て家庭にやさしい公共施設の整備をします。	幼児教育課
	町のホームページに情報を提示します。	

#### ▶▶子どものいる家庭・地域の取り組み

- ▶空き家情報を提供します。
- ▶家族で町内の遊び場に行き、一緒に遊びます。
- ▶集落にある児童公園は、集落で管理するとともに自然を生かした遊び場を発見します。
- ▶働く場の創出や情報提供を行います。
- ▶若者の柔軟な発想と企画を大切にします。

## （２）職業生活と家庭生活との両立の推進

近年、夫婦共働きの家庭が増加し続けている状況下では、男女がともに家事や育児を分担し、家庭生活を築き上げることができるよう「仕事と生活の調和」の実現を目指していく必要があります。そのためには、特に男性については従来の仕事優先の働き方を見直し、男女が協力して健全な家庭生活を築いていくという認識が必要です。

本町では、子育てと仕事の両立を推進するため、子育て家庭や事業者等に対する啓発活動や教育活動に取り組んでいます。また、産休や育児休業、子ども看護休暇などを取りやすい環境づくりに向け、県や商工会などの関係機関や団体との連携を図っています。

ワーク・ライフ・バランスが重視される中で、男女ともに仕事と子育てを両立できるよう、夫婦がともに支え合って子育てするという意識啓発、仕事と生活の調和に関する理解の促進など、子育て家庭に配慮した勤務形態や職場環境づくりに向けたはたらきかけなどを行います。

▶行政の取り組み	取り組み内容	担当課
伝統的性別役割分担の見直しに向けた啓発	親の役割分担などを考えてもらえる道德教育の充実を図ります。	健康福祉課
事業所及び労働者に対する啓発	産前産後の休暇が取得できるように、母性保護のための知識を普及します。 育児休業の取得や、就労環境の改善等について事業所への働きかけを行います。	健康福祉課 幼児教育課
公的保育サービスの提供を通じた就労支援	就労支援のために、公的保育サービスの充実を図ります。	幼児教育課
病児・病後児保育	町内での病児・病後児の保育について、検討します。	
▶▶子どものいる家庭・地域の取り組み		
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢妊娠を機会に子どもにかかわれる体制がとれるよう、家族のみならず地域や職場でも理解していきます。</li> <li>➢父母は、育児や家事も含めてそれぞれの役割分担を話し合います。</li> <li>➢事業所の状況に合わせて育児休暇を利用します。</li> <li>➢育児休暇をとる人を見守ります。</li> </ul>		

### （3）子どもの安全を確保する取り組みの推進

近年、子どもが巻き込まれる事故や事件の増加などにより、以前にも増して子どもたちが安全に安心して生活できる環境が脅かされ、危険にさらされるケースの増加が懸念されます。

本町では、子どもの安全を守るため、防犯灯の設置等の環境整備、交通安全運動や防犯活動、防災対策の推進などに幅広く取り組んでいます。また、学校や地域においては、PTA等の協力を得ながら安全パトロールやコンビニエンスストア等への有害図書等の立入調査などを実施しています。

今後も、子どもの健やかな成長を守っていくため、学校・警察・各種団体等との緊密な連携のもとに、交通安全・防犯等の対策と子どもにとって安全な環境の整備を推進していきます。また、地域の町民一人ひとりが「地域の子どもたちは地域で守る」という強い共通認識を醸成し、子どもの安全を見守る地域づくりに取り組みます。

▶行政の取り組み	取り組み内容	担当課
子どもの事故防止に向けた啓発	乳幼児健診で事故防止の安全教育を実施し、目で見てわかりやすい教材の活用を図ります。	健康福祉課
交通安全運動の推進	チャイルドシートの着用促進とPRをします。	町民税務課
	交通安全指導員による指導をします。 ・幼児施設 ・小学校	町民税務課 幼児教育課 教育文化課
児童のための防犯対策の推進	年2回（夏、冬）全町挙げた安全点検運動を展開します。	教育文化課 町民税務課
	学校危機管理マニュアルを作成し、防犯設備などの設置を検討します。	
	危険か所の点検を行う他、防犯パトロールを行います。	
防災対策の推進	地区単位での年1回以上の防災訓練を行います。	総務課
	各学校・幼児施設での避難訓練を充実させます。	教育文化課 幼児教育課
非常災害時の対応の推進	保護者への非常時の連絡方法を整備し、子どもの安全確保に努めます。	教育文化課 幼児教育課
道路交通環境の充実	安全な道路の整備を行います。	建設課
	防犯灯の設置を推進します。	町民税務課
	通園バス・スクールバスの安全な運行に努めます。	教育文化課 幼児教育課
非行防止活動と有害環境対策の推進	子ども育成会活動指導や青少年育成町民会議を中心とする夜間パトロールを行います。（夏休み、祭り、随時）	教育文化課 幼児教育課
	子どもに簡単にたばこやお酒、薬物等が手に入らない環境づくりを推進します。	健康福祉課 町民税務課

#### ▶▶子どものいる家庭・地域の取り組み

- ▶チャイルドシートを必ず着用します。
- ▶子育てグループの中で、チャイルドシートの貸し借りを積極的に行います。
- ▶子どもに交通道徳を教えます。
- ▶地域ぐるみで育成会活動に参加します。
- ▶子どもの通園・通学に注意を払い、帰宅時間などを確認します。
- ▶子どもは、夜間の外出はしません。
- ▶防災訓練には家族ぐるみで参加します。

#### （４）子どもの貧困問題に対する支援の充実

貧困な状況におかれた子どもが、経済的な理由から学習の継続や進学の手機が損なわれ、そのことが原因で、貧困問題が次の世代に引き継がれる「貧困の連鎖」の問題が指摘されています。

貧困問題は、経済的に貧しいといった単純なものではなく、家庭における人間関係や親子の健康状態、親の養育能力等により、その状況は全く様相が異なるため、個々の家庭の状況に合わせたきめ細かな支援が必要です。

子どもの貧困問題は、実態がつかみにくいという特徴があるため、福祉をはじめ教育、就労など、多方面から複層的にアプローチを行い、将来に向けて貧困の連鎖を断ち切ることを目指し取り組みます。

▶行政の取り組み	取り組み内容	担当課
関係機関と連携した支援	日常的に子どもに接する機会が多い学校、保育所、こども園をはじめ、地域の様々な関係者と連携します。	健康福祉課 幼児教育課 教育文化課
幼児期から高等教育段階までの切れ目のない教育支援	全ての子どもが、学ぶ意欲を高め、適切な思考・判断や実践の基盤となる確かな学力をつけることができるよう、保育所、こども園、学校の教育環境を整備します。	幼児教育課 各学校
学習支援・子どもの居場所づくり	経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習を十分に行うことができない子どもに対して、学校・家庭・地域が連携し、地域の様々な社会的資源を有効に活用しながら多様な学習や体験機会を提供します。 ・放課後の学習・体験活動を支援する放課後子ども教室を開催します。	教育文化課 幼児教育課
妊娠から出産、子育てまでの切れ目のない支援	妊娠から出産、子育てにいたる切れ目のない支援をワンストップで展開する仕組みづくりを進め、安心して子育てができる環境を整備します。	健康福祉課 幼児教育課
	低所得や若年での妊娠、望まない妊娠をしている妊婦等に係る情報について関係機関間で共有し、適切な支援を行います。	健康福祉課
貧困な状態にある家庭に対する経済的支援の充実	生活困窮者に対しての生活福祉資金及び母子父子寡婦福祉資金の貸付けの相談を受けやすくします。	健康福祉課
	子どもの健康な発育を支援するため、乳幼児及び小・中学生に対する医療給付事業への助成を行います。	
▶▶子どものいる家庭・地域の取り組み		
<ul style="list-style-type: none"> <li>&gt; 不安・悩みがあったときは、早めに相談します。</li> <li>&gt; 地域の中で見守りを行うとともに、情報提供を早めに行います。</li> <li>&gt; 地域に孤立する家庭がないよう、互いに声を掛け合います。</li> </ul>		

## 5 要保護児童への対応等に関する取り組みの推進

### （1）特別支援児のいる家庭への支援の充実

発達支援等の特別な支援を必要とする子どもが、身近な地域で安心した生活を送るためには、一人ひとりの多様なニーズに合わせた相談・支援サービスの提供が不可欠です。

本町では、子どもの発達や療育による相談支援を行うとともに、幼児施設では、特別支援コーディネーターが核となり、特別な支援が必要な児童に対する保育の充実を図っています。さらに、保育士、保育教諭、教育相談員、小・中学校の校長及び教員、養護学校の教員、保健師、学識経験者で構成する「最上町特別支援教育推進委員会」を設置し、一人ひとりのニーズに応じた適正な就学指導・教育指導の強化を図っています。

今後も、特別な支援を要する子どもが、友だちとともに身近な地域で成長することができるよう、個々に必要なニーズの早期発見に努め、対応時から本人と家庭に対する支援の充実を図ります。幼児施設、学校、庁内関係部署等の連携のもと、特別な支援を要する子どもの就学相談・指導、受け入れ体制の充実に努めます。

▶行政の取り組み	取り組み内容	担当課
障がいの早期発見・早期対応の充実	乳幼児健診での早期発見・指導を行います。 ・個別相談・訪問・専門機関への相談勧奨など経過を見ながら関わります。	健康福祉課
療育や就学等に関する相談支援の充実	各施設で療育指導を検討します。 ・児童が在籍する施設と各課で連絡をとりながら、保護者が不安なく療育できるよう、連携を図ります。 ・教育支援委員会で早期に検討します。	健康福祉課 幼児教育課 教育文化課
	子育て相談・支援を充実させます。	健康福祉課
	養護学校相談を勧奨します。	教育文化課 幼児教育課
幼保小中高連携における就学支援	山形大学との連携による巡回相談や、教育支援委員会において特別な支援を必要とする子へのサポートを充実します。	健康福祉課 幼児教育課 教育文化課
障がい児の保育・教育の充実	特別支援保育・特別支援学級などを推進します。	教育文化課 幼児教育課
障がい児をもつ保護者に対する支援	特別児童扶養手当等の支給や、関連するサービスの情報を提供します。	健康福祉課
	手をつなぐ親の会の活動支援を推進します。 ・手をつなぐ親の会の活動を周知します。	
	幼児期・学童期の親の心のサポートを行います。	教育文化課 幼児教育課

#### ▶▶子どものいる家庭・地域の取り組み

- > 不安・悩みがあったときは早めに相談します。
- > 誘い合いながら積極的に参加します。
- > 特別な支援を必要とする子への偏見や誤解をなくし、温かく見守ります。

## （2）児童虐待の予防と早期発見・対応の充実

本町では、平成19年度に中央児童相談所、健康福祉課、民生児童委員、主任児童委員、幼児施設、学校、教育委員会、警察署、その他の関係機関からなる「要保護児童対策地域協議会」を設置し、虐待の予防、早期発見、早期対応等連携体制の強化を図っています。また、地域においては民生児童委員が児童の健全育成や虐待防止の活動に積極的に取り組んでいます。

今後も、関係機関との連携のもとに虐待防止を図るとともに、早期発見・早期対応からアフターケアに至るまでの切れ目のない対応に努めます。

▶行政の取り組み	取り組み内容	担当課
育児相談の充実	育児の相談の場を提供します。	健康福祉課
要保護児童の把握とケース対応	要保護児童対策地域協議会の取り組みを強化します。 ケース検討会議を充実します。	健康福祉課
地域における見守り活動の推進	民生児童委員などによる児童の健全育成や虐待防止の活動をします。	健康福祉課
<b>▶▶子どものいる家庭・地域の取り組み</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶親がリフレッシュできるように協力します。</li> <li>▶地域の中で見守りするとともに、情報提供を早めに行います。</li> </ul>		

## （3）ひとり親家庭の支援の充実

ひとり親家庭については、経済的・精神的に不安定な状況に置かれることが多く、母子家庭の場合には特に就業面で不利であるほか、養育費も得られにくい状況がみられます。

こうした状況をふまえ、ひとり親家庭の親と子が安心して生活できるよう、自立に向けて必要な支援を図るほか、地域の町民の理解や支援の促進等に努めます。

▶行政の取り組み	取り組み内容	担当課
ひとり親家庭への経済的支援	保育料の軽減を行います。 児童扶養手当を支給します。 ひとり親家庭等医療費の助成を行います。	健康福祉課 幼児教育課
<b>▶▶子どものいる家庭・地域の取り組み</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶さらなる自立に向けて必要なサービスの情報を収集し、有効に活用します。</li> <li>▶地域に孤立する家庭がないよう、日頃から近所づきあいを心がけ、互いに声をかけ合います。</li> </ul>		



# 第5章 子ども・子育て支援事業計画

## 1 子ども・子育て支援制度に基づく目標設定

「子ども・子育て支援事業計画」第61条第1項により、市町村は「基本指針」に即して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画（市町村子ども・子育て支援事業計画）を定めるものとされています。

また、同条第2項において、計画に記載すべき事項が定められています。

## 2 最上町の教育・保育提供区域

「教育・保育提供区域」とは、子ども・子育て支援法に係る教育・保育事業を提供する基礎となる市町村の区域（子ども・子育て支援法第61条第2項）のことで、「①必要量の見込み」「②提供体制の確保の内容」「③その実施時期」の記載が必要とされています。

本町においては、保護者の通勤などから居住地区と利用施設の区域が一致しないケースなど、地域の枠を越えて施設や事業が利用されることを考慮し、また教育・保育ニーズに柔軟に対応していくためには広域での調整・確保が必要との考えにより、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の事業について提供区域を分割することはせず、最上町全域（1区域）と設定しています。

区分		区域設定
<b>教育・保育</b>		
①	1号認定	町全域（1区域）
②	2号認定	町全域（1区域）
③	3号認定	町全域（1区域）
<b>地域子ども・子育て支援事業</b>		
①	地域子育て支援拠点事業	町全域（1区域）
②	妊婦健康診査	町全域（1区域）
③	乳児家庭全戸訪問事業	町全域（1区域）
④	養育支援訪問事業	町全域（1区域）
⑤	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	町全域（1区域）
⑥	子育て短期支援事業	町全域（1区域）
⑦	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	町全域（1区域）
⑧	一時預かり事業	町全域（1区域）
⑨	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	町全域（1区域）

⑩	延長保育事業	町全域（1区域）
⑪	病児保育事業	町全域（1区域）
⑫	実費徴収に係る補足給付を行う事業	町全域（1区域）
⑬	多様な主体の参入促進事業	町全域（1区域）

### 3 教育・保育事業の量の見込みと確保の方策

#### （1）現在の利用状況

##### ①本町在住児童の利用状況

平成31年4月現在における本町在住児童の認定こども園、保育所の利用状況をまとめると、以下のとおりとなります。

##### ●本町在住児童の保育所・幼稚園等の利用状況

	施設数	定員	在籍児童数 (本町在住児童)	在籍児童数 ／定員	※町外施設利用 (本町在住児童)	計
認定こども園	1か所	150人	140人	93%	0人	140人
保育所	2か所	120人	80人	44%	0人	80人
認可外保育施設	0か所	—	—	—	4人	4人
計	3か所	270人	220人	67%	4人	224人

平成26年4月1日現在

##### ②現在の利用実績を新制度に置換えた場合の想定数

##### ●本町在住児童の認定区分の該当想定

	1号認定相当	2号認定相当	3号認定相当		計
	3-5歳	3-5歳	0歳	1・2歳	
認定こども園	5人	91人	12人	32人	140人
保育所	—	65人	0人	15人	80人
認可外保育施設	1人	—	—	3人	4人
計	6人	156人	12人	50人	224人

町外施設利用も含めた数値

## (2) 1号認定・2号認定【3-5歳】

単位：人	R1年度 (実績)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
※児童数（3-5歳）	162	157	127	123	120	110
<b>量の見込み（①）</b>	<b>161</b>	<b>157</b>	<b>127</b>	<b>123</b>	<b>120</b>	<b>110</b>
1号認定	5	8	5	5	5	5
2号認定	156	149	122	118	115	105
教育ニーズ	—	9	6	6	5	5
その他	130	140	116	112	110	100
（他市町村児童）	1	0	0	0	0	0
<b>確保方策（②）</b>		<b>157</b>	<b>127</b>	<b>123</b>	<b>120</b>	<b>110</b>
特定教育・保育施設（1号）		8	5	5	5	5
特定教育・保育施設（2号）		149	122	118	115	105
（確認を受けない幼稚園）		0	0	0	0	0
認可外保育施設		0	0	0	0	0
（他市町村児童）		0	0	0	0	0
差（②-①）		0	0	0	0	0

## ■確保方策について

- 1号認定及び2号認定については、本町の認定こども園、保育所により必要な事業量は確保できる見込みです。
- 幼児教育を希望しつつも、両親が就労する必要がある家庭の増加により、今後は2号認定での施設利用が増えることが考えられ、その中でも1号認定での施設利用を希望する家庭には、標準時間の教育を提供することとし、そのために必要な事業量は確保できる見込みです。

(3) 3号認定【0-2歳】

①0歳

単位：人	R1年度 (実績)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
※児童数（0歳）	42	42	40	40	40	40
<b>量の見込み（①）</b>	12	5	8	6	6	6
（他市町村児童）	—	0	0	0	0	0
0歳保育利用率	28.5%	11.9%	20.0%	15.0%	15.0%	15.0%
<b>確保方策（②）</b>		5	8	6	6	6
特定教育・保育施設		5	8	6	6	6
特定地域型保育事業		0	0	0	0	0
認可外保育施設		0	0	0	0	0
（他市町村児童）		0	0	0	0	0
差（②-①）		0	0	0	0	0

②1・2歳

単位：人	R1年度 (実績)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
※児童数（1・2歳）	90	88	86	85	85	85
<b>量の見込み（①）</b>	48	58	59	54	54	54
（他市町村児童）	—	0	0	0	0	0
1・2歳保育利用率	53.3%	65.9%	68.9%	63.5%	63.5%	63.5%
<b>確保方策（②）</b>		45	40	40	40	40
特定教育・保育施設		45	40	40	40	40
特定地域型保育事業		0	0	0	0	0
認可外保育施設		0	0	0	0	0
（他市町村児童）		0	0	0	0	0
差（②-①）		0	0	0	0	0

※0-2歳保育利用率	45.5%	48.5%	53.2%	48.0%	48.0%	48.0%
------------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

■確保の方策

○3号認定について、0歳の利用については、育児休業制度や子育て支援センターの利用により、保育利用率が減少傾向にある。1・2歳は現状よりも利用が見込まれますが、町内の保育所、認定こども園により必要な事業量は確保できる見込みです。

○特定地域型保育事業は確保方策に位置付けていないものの、待機児童の発生状況に応じて、事業所の意向を踏まえ、保育事業の実施体制の整備を検討します。

#### (4) 教育・保育の一体的な提供

本町では教育・保育の一体的な提供の重要性にいち早く気づき、町内のすべての保育・教育施設において、幼児教育行政の一元化を図ってきました。

本町では、県内の他市町村に先駆け、国の認定こども園制度のスタートに合わせて、平成18年4月に「あたごこども園」を開設し、翌19年に「あたごこども園」が山形県公立第1号として幼保連携型認定こどもの（幼保連携型）の認証を受けております。

さらに22年3月には「あたごこども園」と「子育て支援センターひまわり」の合築施設である「すこやかプラザ」を整備するとともに、教育委員会内に幼児教育課を新設し、就学に係る支援を充実させるとともに、巡回相談による特別支援教育の体制づくりに努めてまいりました。

しかし、少子化による保育の必要量の低下から、平成30年度から順次幼児施設の統廃合を進め、令和2年度からはあたごこども園と大堀保育所の2カ所での受け入れ態勢を整えてきました。また、NPO法人に委託運営をお願いしていた子育て支援センターについても、令和元年度から町直営の施設として運営を開始しており、町職員が育児相談を受けるなどのきめ細やかな対応ができるように努めております。

本町における幼児教育の推進効果として、以下のようなことが挙げられます。

- 幼稚園・保育所の同一クラス・同一カリキュラム（同一保育・教育）の実現
- 幼稚園・保育所の保育時間や子育て支援の同一化（早朝保育・延長保育・一時保育等）
- 保護者の就労状況やその変化などによらず同じ施設に子どもを預けられる
- 保育士・保育教諭の資質向上の核となる機能

これらの推進効果を保育現場でも常に確認しながら、今後も、教育・保育の質の向上及び一体的な提供をさらに推進していきます。

## 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

### (1) 地域子育て支援拠点事業

事業概要	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業
------	--

#### ■現状

本町では、すこやかプラザ内に「子育てセンターひまわり」を設置し、そのなかで子育て中の保護者と児童が気軽に集える交流の広場として「こどもの広場」を設けているほか、専門職員による子育て家庭に対する相談指導、子育てサークルの育成支援の情報提供などを行っています。

#### ●地域子育て支援拠点事業の実施状況

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
延べ利用人数	3,023人	3,324人	3,120人	2,231人	2,324人
実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

#### ■量の見込みと確保方策

少子化と、未満児からの保育施設利用による利用量が少なく産出されましたが、ニーズ量を基礎として必要な事業量として見込んでいます。引き続き、「子育てセンターひまわり」1か所で事業を実施し、必要な事業量の確保を図ります。

#### ●量の見込みと確保方策

(1年あたり延べ)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み(①)	2,400人回	2,350人回	2,300人回	2,250人回	2,200人回
確保方策(②)					
利用回数	2,400人回	2,350人回	2,300人回	2,250人回	2,200人回
実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
(②-①)	0人回	0人回	0人回	0人回	0人回

## (2) 妊婦健康診査

事業概要	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業
------	---

### ■現状

町の指定する医療機関等において、妊婦に対し14回の健診と、全体的傾向として早産が懸念されるため、早期発見にむけて早産リスクを下げる保健指導及び保健項目の追加を行い、杏試飲して出産できる機会を提供しています。

#### ●妊産婦健診事業の実施状況

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
受診実人数	65人	71人	50人	65人	61人

### ■量の見込みと確保方策

本町在住の妊婦に加え、里帰り出産等の状況も勘案し、実績から事業量を見込みました。引き続き、山形県医師会との連携のもと、町が指定する医療機関における受診機会の提供を図ります。

#### ●量の見込みと確保方策

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
受診実人数	50人	50人	45人	45人	40人
受診延回数	700人回	700人回	630人回	630人回	560人回
確保方策					
実施体制	山形県医師会				
実施場所	町が指定する医療機関				
実施時期 及び 実施項目	実施時期	毎回実施の項目		選択実施の項目	
	第1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康状態の把握</li> <li>定期検査（超音波）</li> <li>保健指導</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>血液検査（血液型・血算・血糖・B型肝炎抗原検査・C型肝炎抗体検査・HIV抗体価検査・梅毒血清反応検査・風疹ウイルス抗体価検査・子宮頸がん検診）</li> </ul>	
	第2～4回 【妊娠初期～ 妊娠23週まで】	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康状態の把握</li> <li>定期検査（超音波）</li> <li>保健指導</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>超音波検査（子宮頸管長測定等）：20週前後</li> <li>超音波検査（出産予定日決定等）：23週頃まで</li> </ul>	
	第5～10回 【妊娠24週～ 妊娠35週まで】	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康状態の把握</li> <li>定期検査（超音波）</li> <li>保健指導</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>血液検査（血算・血糖）・HTLV-I検査</li> <li>B群溶血性レンサ球菌（GBS）・性器クラミジア検査</li> <li>超音波検査（発育遅延・胎盤位置・羊水量異常検出等）</li> </ul>	
	第11～14回 【妊娠36週～ 出産まで】	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康状態の把握</li> <li>定期検査（超音波）</li> <li>保健指導</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>血液検査（血算）</li> <li>B群溶血性レンサ球菌（GBS）</li> <li>超音波検査（胎児発育・胎位等）</li> </ul>	

### (3) 乳児家庭全戸訪問事業

事業概要	生後6か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
------	--

#### ■現状

乳児（生後4か月まで）がいるすべての家庭に対し、健康センターの保健師が自宅を訪問し、親子の心身の状況と養育環境の把握、子育てに関する情報提供、養育についての相談対応、助言やその他必要な支援を行っています。

##### ●乳児家庭全戸訪問事業の実施状況

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
訪問乳児数	58人	52人	63人	51人	42人

#### ■量の見込みと確保方策

町内の対象家庭すべての訪問を想定し、0歳児の将来推計結果や実績などから事業量を見込んでいます。引き続き、健康福祉課（健康センター）が主体となり、保健師5人で実施する体制により、必要な事業量は確保できる見通しです。

訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげていきます。

##### ●量の見込みと確保方策

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	44人	40人	38人	38人	35人
確保方策					
実施体制	保健師5人				
実施機関	最上町 健康福祉課（健康センター）				



(4) 養育支援訪問事業

事業概要	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業
------	---

■現状

養育のための支援が必要と認められる児童、保護者及び妊婦に対し、町健康福祉課の保健師が対象者の自宅に訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行っています。

●養育支援訪問事業の実施状況

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
被訪問実人数	1 人	2 人	2 人	3 人	1 人
被訪問延べ人数	1 人	2 人	2 人	3 人	1 人

■量の見込みと確保方策

過去5年間において児童数に対して実施した養育支援訪問の実績割合などを踏まえ、事業量を見込んでいます。

引き続き、町健康福祉課による事業の実施を予定しており、乳児家庭全戸訪問事業の結果などから対象者の把握に努めるとともに、保健師 5 人の体制により、必要な事業量の確保を図ります。

●量の見込みと確保方策

		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み	被訪問実人数	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
	被訪問延べ人数	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
確保方策						
	実施体制	保健師 5 人				
	実施機関	最上町 健康福祉課				

(5) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)

事業概要	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業
------	---

■現状

本町における要保護児童対策地域協議会では、定期的な実務者会議を開催しています。そのほか、必要に応じて個別検討会議を行い、要保護児童等に対する支援を実施しています。さらに、児童虐待をはじめとした要保護児童等に対する対応のスキルアップを図るため、構成機関対象の専門研修を実施しています。

■量の見込みと確保方策

今後も現在の取り組みを継続しつつ、国の動向を踏まえながら必要に応じて新たな事業の展開を検討します。

(6) 子育て短期支援事業

事業概要	<p>○ショートステイ事業：保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業</p> <p>○トワイライトステイ事業：保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、夜間、生活指導、食事の提供等を行う事業</p>
------	---

■現状

本町では、保護者の疾病や仕事のため、または家庭の経済的理由のために家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合に養育・保護が必要とされる児童・保護者に対して、養育環境の確保のため、ショートステイ事業として一定期間児童養護施設等へ入所する事業や、トワイライトステイ事業等の夜間、生活指導、食事の提供等を行う事業を実施しています。

現在、事業の利用者はいません。

■量の見込みと確保方策

現在、利用実績ならびに利用相談等はありませんが、計画期間中本事業の利用の希望がある場合に備えて、委託先である児童養護施設との利用契約を継続しております。また、利用者が負担する利用料について基準を定めており、利用の希望の相談があれば随時対応できるようになっています。

(7) 子育て援助活動支援事業（就学児対象）

事業概要	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業
------	--

■現状

本町では、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、実施検討中です。

■量の見込みと確保方策

本事業の利用対象と認められる児童がいる場合には、子育て支援センターが NPO と連携し、利用への支援を図るなど、適切な対応に努めます。

(8) 一時預かり事業

■地域子育て支援拠点事業所による一時預かり

事業概要	<p>○一時預かり事業：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、地域子育て支援拠点の場所において一時的に預かり(主に昼間)、必要な保護を行う事業</p> <p>○子育て援助活動支援事業：乳幼児や小学生等の児童を持つ子育て中の保護者が会員になり、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業</p>
------	--

■現状

本町では、平成 30 年度から子育て支援センター並びに、あたごこども園と大堀保育所の 2 か所で一時預かり事業を実施しています。

●事業の実施状況

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	HR1 年度
一時預かり事業 (在園児対象型を除く)					
延べ利用児童数	10 人	12 人	8 人	8 人	8 人
実施か所数	4 か所	4 か所	4 か所	2 か所	1 か所

## ■量の見込みと確保方策

利用実績を大きく上回る過剰なニーズ量が算出されたことから、国の示す考え方に基づきニーズ量の補正を図るとともに、補正後のニーズ量を基礎として事業量を見込みました。

引き続き、子育て支援センターにおいて一時預かり事業を実施し、必要な事業量の確保を図ります。

### ●量の見込みと確保方策

(1年あたり延べ)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み(①)	40人日	40人日	40人日	40人日	40人日
確保方策(②)	40人日	40人日	40人日	40人日	40人日
一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	40人日	40人日	40人日	40人日	40人日
	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業を除く)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
(②-①)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

## (9) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

事業概要	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
------	---

## ■現状

本町では、令和2年度から「向町すこやかクラブ」「大堀すこやかクラブ」「月楯すこやかクラブ」の3か所において、保護者が昼間家庭にいない小学校児童（小学1～6年生）を対象に、放課後に遊びや生活の場を提供する事業を実施しています。

## ●放課後児童クラブの実施状況

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
設置数	2か所	5か所	5か所	5か所	4か所
登録児童数	29人	69人	74人	50人	87人

## ■量の見込みと確保方策

本事業の対象児童の学年は、原則として小学3年生までとしています。家庭の事情をふまえ、小学6年生までに拡大しています。今後については、放課後子ども教室との連動により、小学4～6年生までの受け入れについて検討していく必要があります。

本事業の趣旨として、児童が身近な地域で容易に利用できることから、小学校に併設する。引き続き、教育・保育事業者等の協力を得ながらクラブを運営し、地域の事情を踏まえながら必要な事業量の確保を図ります。

## ●量の見込みと確保方策

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み (①)	97人	102人	100人	100人	100人
確保方策					
定員数 (②)	120人	120人	110人	110人	110人
設置数	3か所	2か所	2か所	2か所	2か所
(②-①)	23人	18人	10人	10人	10人

## (10) 延長保育事業

事業概要	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業
------	---

### ■現状

町内2か所の認定こども園、保育所において、開所時間については7時30分から、閉所時間については18時30分までを延長保育として実施しています。

#### ●延長保育の実施状況

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
利用実人数	86人	95人	89人	78人	77人
実施か所数	1か所	1か所	3か所	3か所	3か所

### ■量の見込みと確保方策

ニーズ調査から算出されたニーズ量を見込み量とし、引き続き町内3か所の認定こども園、保育所における延長保育の実施体制の確保を図り、利用者のニーズへの対応と必要な事業量の確保に努めます。

#### ●量の見込みと確保方策

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み (①)	100人	100人	100人	100人	100人
確保方策					
実利用者数 (②)	100人	100人	100人	100人	100人
実施か所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人

(11) 病児を保育する事業（病児保育事業・子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業））

事業概要	<p>○病児保育事業（病児対応型）：児童が病気の「回復期に至らない場合」かつ「当面の症状の急変が認められない場合」に、病院・保育所（園）等に付設された専用スペース又は専用施設で一時的に保育する事業</p> <p>○病児保育事業（病後児対応型）：児童が病気の「回復期」かつ「集団保育が困難な期間」に、病院・保育所（園）等に付設された専用スペース又は専用施設で一時的に保育する事業</p> <p>○病児保育事業（体調不良児対応型）：児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合に、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所（園）における緊急的な対応や保健的な対応等を図る事業</p> <p>○病児・緊急対応強化事業：ファミリー・サポート・センター事業として病児・病後児を預かる事業</p>
------	--

■現状

病児保育事業については、実施を検討します。

■量の見込みと確保方策

過剰なニーズ量が算出されたことから、国の示す考え方に基づきニーズ量の補正を図ったところ、病児を保育する事業の事業量はゼロとなりました。そのため、計画期間においては、病児を対象とした保育を実施する予定はありませんが、町内の認定こども園、保育所、医療機関内保育施設等での実施についての検討、要請を行っています。

なお、本町においては、子育て援助活動支援事業を病児保育の事業量を確保する方策としては見込んでおりません。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要	<p>保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業</p>
------	---

■現状

本事業等、助成しておりません。

■量の見込みと確保方策

事業量は見込んでいませんが、計画期間中、国の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業概要	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業
------	---

■現状

本町において、該当する事業はありません。

■量の見込みと確保方策

事業量は見込んでいませんが、計画期間中、国の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。



## 第6章 計画の推進

### 1 計画の推進

今後、本町が目指す子ども・子育て支援は、子どもの健やかな成長が保障されるとともに、保護者が子育ての責任を果たすと同時に子育ての権利を享受できるよう、子どもと向き合える環境を整え、当事者が子どもの育ちと子育ての喜びや生きがいを感じることができるよう環境づくりにあります。

本プランは、町全体で子どもの育ちと子育てを支え、町民一人ひとりが子どもの健全な育成にむけて取り組んでいくことを目指しています。

### 2 推進におけた役割

#### ■行政の役割

子ども・子育て支援施策は、児童福祉、母子保健をはじめ、広範囲にわたっていることから、行政部局が連携し全庁的に施策を推進していきます。

本計画に掲げた施策や事業を総合的に推進するため、庁内関係各課の連絡調整及び保健・医療・福祉に関わる各機関との実施体制の強化を図るとともに、「最上町子ども子育て会議」を毎年開催し、推進状況を協議していきます。

#### ■家庭の役割

家庭においては、男女が協力して家庭生活を営み十分な愛情をもって子どもと接するとともに、基本的なしつけや社会のルールを教えながら子どもたちの健全な育成に努めることが大切です。

また、保護者は家庭の中のみならず、地域の中で保護者同士や地域の人々とのつながりを持ち、地域社会に参画連携し、子育ての中心的役割を果たしていく必要があります。

#### ■地域社会の役割

すべての町民が子どもや子育て中の家庭を見守り、支えるという意識のもとに、地域の子どもたちや保護者とのふれあいの機会を増やし、地域社会全体で子どもの育ちと子育て支援に関わるとともに子どもの活動支援や見守りに参加するなど、地域社会で子どもを育てていく必要があります。

また、地域の実情に合った子育て支援を検討し、実施できる体制を図っていきます。

#### ■教育・保育施設・学校等の役割

様々な人との交流や多様な生活体験を通して、自主性や社会性を育みながら、子どもの個性を伸ばす教育が重視されています。

特に、教育・保育施設が地域に開かれたものとなり、地域とともにありながら、子ども・子育て支援の中核的な役割を担うことに努めます。

また、閉校した施設を有効活用する方策について、関係機関において検討していきます。

### ■企業の役割

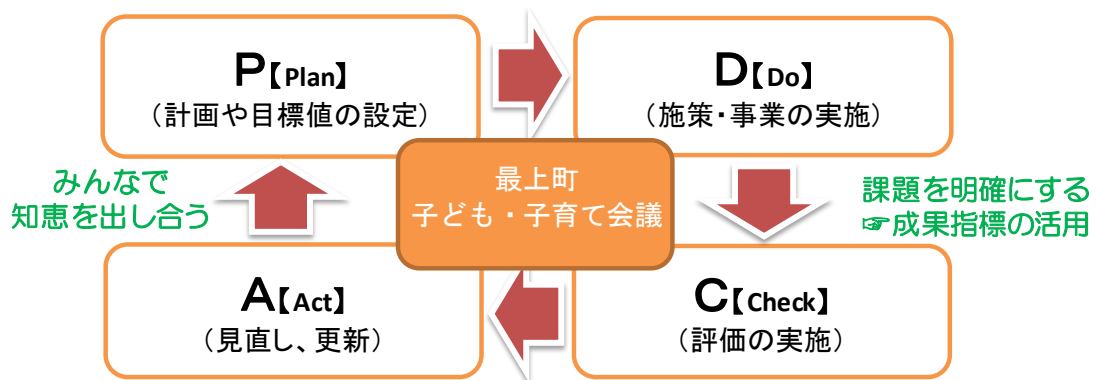
子育て中の保護者が男女を問わず子育てに向き合えるよう、労働時間や、労働者本人の希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくり、職場復帰支援等、職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるような職場環境づくりの必要があります。

## 3 計画の進行管理

「最上町子ども・子育て会議」をはじめ、関係各課、町民や各種団体・関係機関などと連携し、計画の進捗状況や成果に関する評価については、成果指標及び施策・事業の実績などを用いて今後の取り組みの改善につなげていきます。

最終年となる令和6年には、総括的な最終評価を行い次期計画の策定につなげていきます。

### ●進行管理のPDCAサイクルのイメージ



## ○ 計画の成果指標と目標値 ○

成果指標 1	待機児童数	現状値 (R1 年度)	⇒	目標値 R6 年度	データ 取得方法
	▶教育・保育施設の入所待機児童を発生させない	0人	⇒	0人	幼児教育課
成果指標 2	乳幼児健診の受診率	現状値 (R1 年度)	⇒	目標値 R6 年度	データ 取得方法
	▶乳幼児健診の受診率を高める	3-4か月 100% 1歳半 98.2% 3歳 96.7%	⇒	3-4か月 100% 1歳半 100% 3歳 100%	健康福祉課
成果指標 3	子育てに関するサークルなどの 自主的な活動に参加する割合	現状値 (R1 年度)	⇒	目標値 R6 年度	データ 取得方法
	▶「現在参加している」「現在は参加していないが、今後機会があれば参加したい」の合計割合を増やす	就学前 37.4% 小学生 21.0%	⇒	就学前 40% 小学生 30%	アンケート
成果指標 4	子育ての環境や支援への満足度	現状値 (R1 年度)	⇒	目標値 R6 年度	データ 取得方法
	▶最上町で子育てすることに満足しているから段階評価の「5」「4」の割合を増やす	就学前 27.2% 小学生 20.5%	⇒	就学前 30% 小学生 30%	アンケート
成果指標 5	特別支援教育・保育の充実と 保育士等の専門スキルの向上	現状値 (R1 年度)	⇒	目標値 R6 年度	データ 取得方法
	▶特別支援コーディネーターを中心とした、一人ひとりに合わせた丁寧な保育の実践	特別支援に 関する研修 年間 6 回	⇒	特別支援に 関する研修 年間 12 回	幼児教育課
成果指標 6	子育てしやすいまちだと思える割合	現状値 (R1 年度)	⇒	目標値 R6 年度	データ 取得方法
	▶「そう思う」もしくは「どちらかといえばそう思う」の合計割合を増やす	就学前 61.0% 小学生 54.5%	⇒	就学前 65% 小学生 65%	アンケート

# 資料編

## 1 最上町子ども子育て会議委員名簿

## 【平成30年度】

氏名	該当委員	備考
石山和喜子	(1)子ども子育て支援に学識経験のある者	
佐藤静子	(1)子ども子育て支援に学識経験のある者	副会長
橋本美香	(2)子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	
金田明子	(2)子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	
菅秀孝	(2)子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	
奥山征一郎	(2)子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	
沼沢崇	(3)保護者	
大石紳一郎	(5)町長が認める者	会長

## 【事務局】

菅嶋常也	教育委員会 幼児教育課長
柿崎聖	教育委員会教育文化課 指導主幹
菅原美智子	健康福祉課 保健師長
八鍬聖江	教育委員会 幼児教育課幼児教育課長補佐
菅裕子	教育委員会 幼児教育課幼児教育係 主任

【令和元年度】

氏名	該当委員	備考
石山和喜子	(1)子ども子育て支援に学識経験のある者	
佐藤静子	(1)子ども子育て支援に学識経験のある者	副会長
橋本美香	(2)子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	
伊藤祐美	(2)子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	
菅秀孝	(2)子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	会長
奥山征一郎	(2)子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	
須貝康幸	(3)保護者	
大石紳一郎	(5)町長が認める者	

【事務局】

菅嶋常也	教育委員会 幼児教育課長
佐藤雅彦	教育委員会教育文化課 指導主幹
菅原美智子	健康福祉課 保健師長
金田明子	教育委員会 幼児教育課幼児教育係長
中嶋英里香	教育委員会 幼児教育課幼児教育係 主事

## 2 第2次最上町すこやかプラン策定に向けて

1	2018年 7月 10日	幼児施設の現状を把握する事務局会議開催
	次期プランは2020年3月策定目標。子ども子育て会議の前に幼児施設の課題等を事前に掘り出す。今後は会議の中で最上町の子育てプランを策定し教育委員会で決定する。	
2	2018年 8月 8日	2回目の事務局会議 子ども子育て会議の協議内容を検討
3	2018年 9月 7日	第1回 子ども子育て会議開催
	内容/子ども子育て支援事業計画の策定について及び幼児施設の受け入れについて 現状と課題の整理を協議	
4	2018年 10月 4日	第2回 子ども子育て会議
	内容/子ども子育て支援制度と支援事業計画について 未満児の受け入れについて	
5	2018年 10月 25日	第3回 子ども子育て会議
	内容/子ども子育て支援事業計画（アンケート内容）について あたご子ども園における未満児の受け入れについて 保育所入所及び学童受け入れ募集について	
6	2018年 12月 21日	第4回 子ども子育て会議
	内容/子ども子育て支援事業計画（アンケートについて） あたご子ども園における未満児の受け入れ（案）について 子育て支援センターの充実に向けて	
7	2018年 3月 27日	第5回 子ども子育て会議
	内容/これまでの議論のまとめ 新年度の子ども子育て会議の持ち方について あたご子ども園への受け入れ状況及び学童の申し込み状況について	

8	2019年 7月 10日	第6回 子ども子育て会議
	内容／次期子ども子育て支援事業計画に伴うアンケート調査の実施について 就学前児童保護者約300名、小学生保護者約370名 夏休み前に配布 前回プランの検証アンケートの実施	
9	2019年 8月 7日	第7回 子ども子育て会議
	内容／子ども子育て計画策定に向けてこれまでの経過と背景 策定にあたって、幼児施設及び学童の課題の把握	
10	2019年 10月 4日	第8回 子ども子育て会議
	内容／子ども子育て計画策定に向けてのアンケート調査（仮集計）の意見	
11	2019年 12月 17日	第9回 子ども子育て会議
	内容／子ども子育て計画における「保育・教育の量の見込みと提供体制」について 第4章基本計画における施策の展開について 第5章子ども子育て支援事業計画について	
12	2020年 2月 28日	第9回 子ども子育て支援事業計画について
	内容／次期子ども子育て計画（次世代育成支援）について 第2次「もがみすこやか子どもプラン」案について	
13	2020年 3月 19日	事務局会議
	内容／第2次「もがみすこやか子どもプラン」案について	





---

## もがみすこやか子どもプラン

(子ども・子育て支援事業計画・次世代育成支援対策行動計画)

---

令和2年3月

発行

最上町

編集

最上町教育委員会 幼児教育課

〒999-6101 山形県最上郡最上町向町 644

TEL : 0233-43-2111

FAX : 0233-43-2345

---